

第4期

久留米市障害者計画

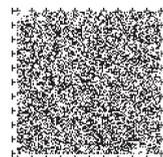
令和6年度(2024年度)

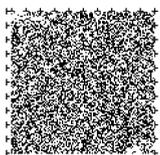
～

令和11年度(2029年度)



令和6年3月
久留米市





はじめに

久留米市ではこれまで障害者基本法が目的とする「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者施策の基本的な考え方を示す「第3期久留米市障害者計画」を策定し、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進し、市民や地域の関係機関の皆様と一緒に、障害のある人の暮らしを支援する様々な取り組みを進めてきました。



障害者を取り巻く環境は、障害者とその介護者の高齢化、障害の早期発見に伴う乳幼児期からの一貫した支援体制や大規模災害発生時の的確な避難・支援体制の整備、医療的ケアが必要な方への配慮など、より複雑化・多様化しており、的確かつ柔軟な対応が求められていることから、地域共生社会の果たす役割に期待が高まっています。

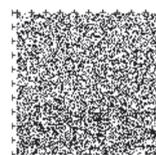
こうしたなか、障害者福祉制度や社会情勢の変化など時代の潮流を踏まえ、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を実現できる社会をめざし、このたび「第4期久留米市障害者計画」を策定しました。この計画には、令和6年4月に施行する「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」の理念も反映し、障害があろうとなかろうと、共生する地域社会の実現に向け取り組んでいきます。

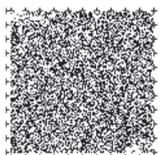
今後、市民の皆様との協力・協働をより一層図りながら本計画の推進に努め、本市が掲げる「安心・安全で活力にあふれた、誰もが生き生き生活・活躍できる共生のまち」づくりを進めてまいります。市民の皆様には、引き続き障害者福祉へのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただき、ご提言を賜りました久留米市地域生活支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、調査にご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

久留米市長 原口 新五





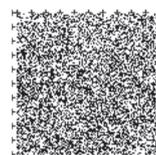
■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

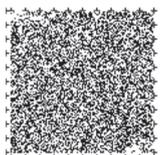
第1部 計画の概要 1

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制と過程	4
第2章 障害者を取り巻く現状	6
1. 障害者に関わる法制度の動向	6
2. 障害者の動向	8
3. 障害者(児)生活実態調査などからみた現状	11
4. 第3期計画の進捗と課題	13

第2部 計画の基本的な考え方 19

第1章 計画策定の視点	19
1. 第5次障害者基本計画の概要	19
2. 障害を理由とする差別をなくす条例	20
第2章 計画の進行管理	21
1. 基本的な考え方	21
2. 数値目標	21
3. 推進体制	21
4. 計画推進に共通する基本的な視点	21
5. 重点施策の設定	21
第3章 計画の基本理念	22
第4章 計画の基本目標と施策区分	23
1. 社会的障壁をなくし認め合って生きるために	23
2. 権利を守り安全と安心のために	23
3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	23
4. 自立して暮らし続けるために	24
5. 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために	24
第5章 障害者福祉施策における成果指標	26
1. 総合成果指標	26
2. 基本目標の成果指標	26





第 1 部 計画の概要

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

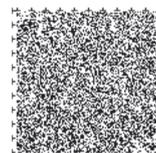
本市は、これまで平成 18 年度に「第 1 期久留米市障害者計画（平成 25 年まで）」を策定し、その後「第 2 期久留米市障害者計画（平成 26 年度から平成 29 年度まで）」、「第 3 期久留米市障害者計画（平成 30 年度から令和 5 年度まで）」に基づき、市民や地域の関係機関等と協議・連携しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

国では、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、第 3 期計画の期間中は、障害を理由とする差別の解消に向けた「障害者差別解消法」の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指す「医療的ケア児支援法」の施行、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築に向けた「障害者総合支援法」及び「精神保健福祉法」の改正などがなされています。

このような国の動きを踏まえて本市においても障害者差別の解消や意思疎通支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、障害者の地域生活の支援などの推進に取り組んできました。

また、本市では、令和元年 11 月に市民団体から久留米市議会へ請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」が提出され、令和 2 年 9 月に請願の採択がなされたことに伴い、条例制定に向けた検討を進め、令和 5 年 12 月に「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」を制定、令和 6 年 4 月に同条例を施行します。

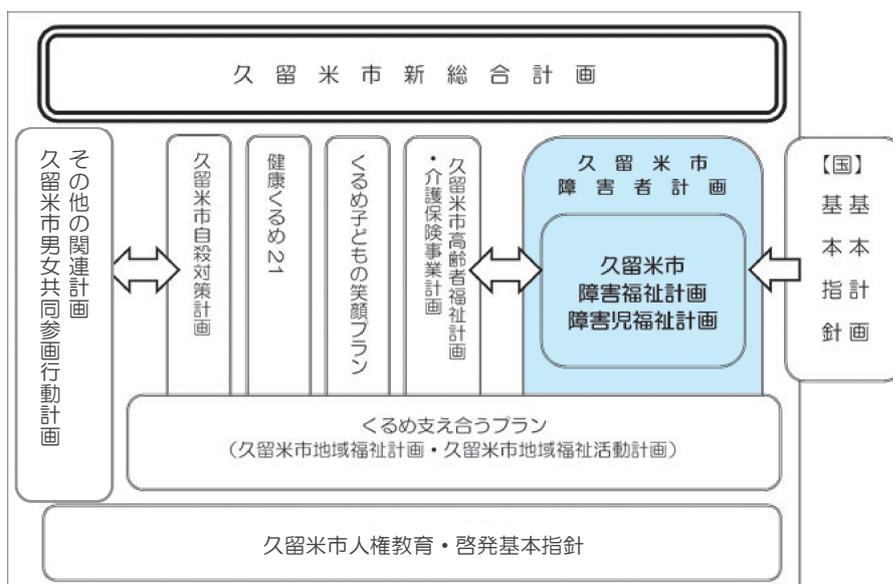
本計画は、こうした障害者を取り巻く様々な社会環境の変化や、第 3 期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定します。



2. 計画の位置づけ

- この計画は、障害者基本法（第 11 条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「くるめ支え合うプラン」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ 21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

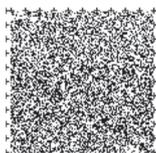
(1) 他の計画との関連



(2) SDGsの理念との整合

国際目標である「持続可能な社会の実現を目指すための目標（SDGs）」では、障害福祉分野の取組目標として、「すべての人に健康と福祉を（Goal3）」「働きがいも経済成長も（Goal8）」「人や国の不平等をなくそう（Goal10）」が設定されています。

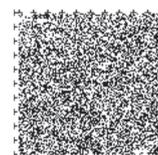
本計画においても、この目標を念頭に置き、障害者福祉にかかる取り組みを推進していきます。



3. 計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第5次）」（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）までの6年間で計画期間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
久留米市障害者計画 （第3期計画） 【H30-R5】						久留米市障害者計画 （第4期計画） 【R6-R11】					
久留米市障害福祉計画 （第5期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第1期計画） 【H30-R2】		久留米市障害福祉計画 （第6期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第2期計画） 【R3-R5】		久留米市障害福祉計画 （第7期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第3期計画） 【R6-R8】		久留米市障害福祉計画 （第8期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第4期計画） 【R9-R11】					



4. 計画策定の体制と過程

(1) 計画の策定体制

- ◆この計画は、本市の障害者支援等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- ◆また、庁内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、久留米市障害者地域生活支援協議会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- ◆なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者(児)生活実態調査をはじめ、関係団体へのインタビュー調査やアンケート調査、市民説明会、パブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者、支援者、その他の市民の意見の反映に努めました。

(2) 当事者・市民意見の反映手法

① 障害者(児)生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和4年(2022年)12月～令和5年(2023年)1月に、身体・知的・精神障害者(児)、難病患者、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。

② 関係団体等への実態調査

障害者(児)生活実態調査を補完する調査として、身体・知的・精神・発達障害の当事者団体及び障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体(交通、就労支援機関など)へのインタビュー調査を実施しました。

③ 重層的支援会議(重層的な支援体制の構築を考える会)

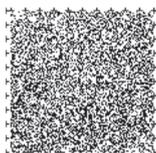
令和5年(2023年)11月22日(水)に本計画に関する重層的支援会議(重層的な支援体制の構築を考える会)を開催しました。会議では、障害者(児)生活実態調査の結果や第3期計画の進捗状況・課題、本計画の骨子などを報告しました。

④ 市民説明会

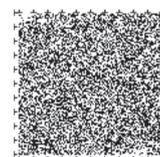
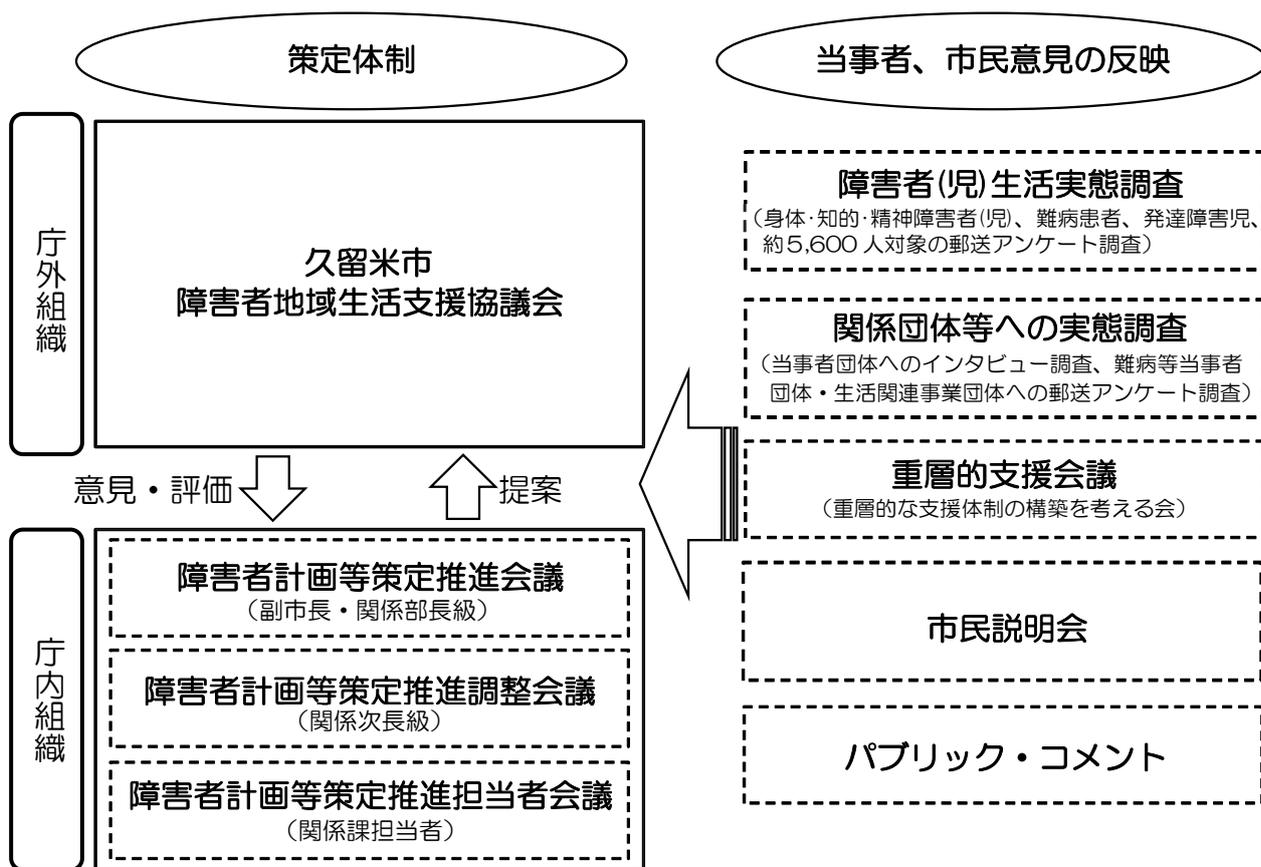
令和6年(2024年)1月10日(水)、12日(金)、13日(土)に本計画に関する市民説明会を開催しました。説明会では、障害者(児)生活実態調査の結果や第3期計画の進捗状況・課題、本計画の案などを報告しました。

⑤ パブリック・コメント

令和5年(2023年)12月18日(月)から令和6年(2024年)1月18日(木)までの間、計画案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続(パブリック・コメント)」を実施しました。



【計画の策定体制および策定過程】



第2章 障害者を取り巻く現状

1. 障害者に関わる法制度の動向

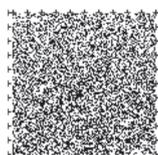
わが国は、平成21年（2009年）12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理されました。その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立やニッポン一億総活躍プランの閣議決定、基本法に基づく国の基本計画が策定されています。

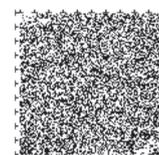
その後、平成30年（2018年）には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が義務付けられました。また、令和3年（2021年）には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、令和4年（2022年）には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正など新たな障害者支援施策を盛り込んだ法の施行・改正が進められています。

【図表 障害者福祉施策に関わる主な動向】

時期	事項	概要
H19. 9	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約
H21.12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
H23. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
H23. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
//	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品等の需要の増進
H24.10	障害者虐待防止法の施行	
H25. 4	障害者総合支援法の施行	
//	障害者優先調達推進法の施行	
H25. 6	障害者差別解消法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の差別禁止の概念の具体化 ・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の提供
//	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
H26. 1	障害者権利条約の批准	
H28. 4	障害者差別解消法の施行	
H28. 5	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
H28. 6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現
H28. 7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
H28. 8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援地域協議会の設置



時期	事 項	概 要
H30. 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援
H30. 4	改正障害者雇用促進法	
H30. 6	障害者文化活動推進法	
R3.5	障害者差別解消法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
R3.9	医療的ケア児支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ・ 相談体制の整備
R4.5	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする ・ 地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする ・ 障害者でない者と同一内容、同一時点で情報取得できるようにする ・ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用
R4.12	精神保健福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活への移行を促進するための措置 ・ 医療保護入院の見直し ・ 入院者訪問支援事業の創設 など



2. 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者数 (各年度末現在の人数)

障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	増加率 H30→R4
身体障害者手帳	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-5.66%
療育手帳	2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	13.40%
精神障害者保健福祉手帳	3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	36.25%
計	19,889	20,240	20,186	20,552	20,647	3.81%

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数 (等級別)

(単位：人)

等級	H30	R1	R2	R3	R4	(構成比)	増加率 H30→R4
1 級	3,982	3,981	3,968	3,878	3,797	(33%)	-4.65%
2 級	1,859	1,807	1,772	1,740	1,700	(15%)	-8.55%
3 級	1,738	1,747	1,687	1,703	1,674	(14%)	-3.68%
4 級	2,897	2,868	2,776	2,726	2,673	(23%)	-7.73%
5 級	907	882	861	844	812	(7%)	-10.47%
6 級	889	905	892	923	922	(8%)	3.71%
計	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	(100%)	-5.66%

身体障害者手帳所持者数 (部位別)

(単位：人)

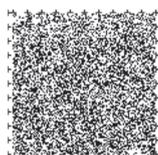
部位	H30	R1	R2	R3	R4	(構成比)	増加率 H30→R4
視覚障害	818	809	795	782	764	(7%)	-6.60%
聴覚・平衡機能障害	1,212	1,222	1,195	1,200	1,175	(10%)	-3.05%
音声・言語・そしゃく機能障害	133	135	131	126	124	(1%)	-6.77%
肢体不自由	6,513	6,376	6,180	6,044	5,856	(50%)	-10.09%
内部障害	3,596	3,648	3,655	3,662	3,659	(32%)	1.75%
計	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	(100%)	-5.66%

性別・年齢層別

(単位：人)

性別	18 歳未満	18 歳～65 歳未満	65 歳～	計
男	131	1,815	3,696	5,642
女	83	1,254	4,599	5,936
計	214	3,069	8,295	11,578

身体障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいであり、等級別に見ると、重度障害者である 1 級及び所持者が約半数を占めており、部位別に見ると、肢体不自由の所持者が半数以上を占めています。



(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数

(単位：人)

程度	H30	R1	R2	R3	R4	増加率 H30→R4
A (最重度・重度)	1,271	1,256	1,283	1,265	1,325	4.25%
B (中度・軽度)	1,274	1,338	1,408	1,486	1,561	22.53%
計	2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	13.40%

性別・年齢層別

(単位：人)

性別	18歳未満	18歳～65歳未満	65歳～	計
男	537	1,109	122	1,768
女	254	754	110	1,118
計	791	1,863	232	2,886

療育手帳の所持者数は、最重度・重度及び中度・軽度ともに緩やかに増加しており、その内訳は、ほぼ均衡しています。

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	H30	R1	R2	R3	R4	増加率 H30→R4
1級	198	226	223	214	207	4.55%
2級	2,116	2,357	2,453	2,765	2,865	35.40%
3級	740	854	843	987	1,089	47.16%
計	3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	36.25%

性別・年齢層別

(単位：人)

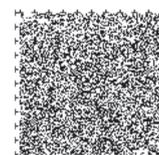
性別	18歳未満	18歳～65歳未満	65歳～	計
男	106	1,611	318	2,035
女	59	1,700	367	2,126
計	165	3,311	685	4,161

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	増加率 H30→R4
利用人数	6,208	6,679	6,928	6,996	7,423	19.57%

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数ともに増加しており、手帳の等級としては、2級所持者が最も多くなっています。



(5) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	増加率 H30→ R4
利用人数	2,124	2,242	2,511	2,473	2,507	18.03%

性別・年齢層別

(単位：人)

性別	18歳未満	18歳～65歳未満	65歳～	計
男	3	528	566	1,097
女	1	702	707	1,410
計	4	1,230	1,273	2,507

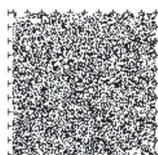
特定医療費（指定難病）受給者証所持者の内訳

疾患群	人数(人)	構成比
神経・筋疾患	647	25.8%
免疫系疾患	536	21.4%
消化器系疾患	534	21.3%
骨・関節疾患	275	11.0%
呼吸器系疾患	125	5.0%
内分泌系疾患	75	3.0%
血液系疾患	65	2.6%
循環器系疾患	54	2.2%
腎・泌尿器系疾患	53	2.1%
代謝系疾患	51	2.0%
皮膚・結合組織疾患	48	1.9%
視覚疾患	44	1.8%
染色体・遺伝子異常	0	0.0%
聴覚・平衡機能疾患	0	0.0%
計	2,507	100%

主な疾病（100人以上）

疾病名	疾患群	人数(人)
パーキンソン病	神経・筋疾患	335
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	319
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	153
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	153
クローン病	消化器系疾患	146

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は平成30年より増加しています。疾患の種類は、多岐に渡りますが、神経・筋疾患（パーキンソン病など）や消化器系疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病など）の割合が多くなっています。



3. 障害者(児)生活実態調査などからみた現状

(1) 障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

- ◆差別的な取扱いを受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるかについて、身体障害者、知的障害者、精神障害者では『ある』の割合が2割を占めており、知的障害者、精神障害者、発達障害の人では3割を超えています。
- ◆虐待を受けた経験の割合は、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、1割を超えています。虐待を受けた相手では、「家族・親類(59.6%)」が挙げられています。
- ◆差別に関する相談先は「家族・親族(45.9%)」の割合が最も高く、次いで「市役所・久留米市保健所(17.3%)」の割合、「友人・知人、近所の人(16.3%)」の割合となっています。

(2) 災害に関する現状

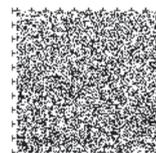
- ◆災害などの時に備えをしている人は、全体では「用意していない(75.8%)」の割合が高いものの、前回調査に比べ備えをしている人(15.4%)の割合が高くなっています。
- ◆自宅から避難所までの自力での避難については、知的障害者は「できないと思う(49.1%)」の割合が半数近くを占め、他の障害者に比べ割合が高くなっています。
- ◆災害などが起きた場合の心配ごとについては、「正確な情報がなかなか伝わってこない(32.8%)」の割合が最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない(27.0%)」、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である(23.3%)」が挙げられています。
- ◆避難所への移動や生活に不安を感じ、市の避難所に避難しないと回答した人が一定数います。

(3) 子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆教育に関する要望としては、障害児支援に関わる教職員について、今後さらに障害のことやその支援に関する知識の習得および専門性の向上といった障害に関する理解向上を望む声が挙げられています。
- ◆発達面に関する支援で困っていることとしては、「相談、療育、訓練を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うところ(機関)が市内にない(41.3%)」が高い割合を占めています。また、この「一貫して行う機関」に望む機能を尋ねたところ、「当事者に関する情報をライフステージに応じて一つにまとめて管理する機能(56.8%)」、「支援に関して保育・教育との連携を調整する機能(52.6%)」の割合が特に高いことから、教育や生活ステージの変化の場面で当事者が負担を感じていることが伺え、ライフステージを通じた支援、保育・教育の連携強化が求められます。

(4) 雇用・就労の現状

- ◆就労等の状況については、「働いている人(41.1%)」が4割を占めており、仕事のことで悩んでいることや困っていることでは、「収入が少ない(37.0%)」の割合が最も高くなっています。
- ◆就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労の意向では、自立支援医療制度利用者では「一般の企業等で、フルタイムで働きたい(22.5%)」の割合が最も高く、他の障害でも『一般の企業等で働きたい(17.3%)』の割合が高くなっていますが、知的障害者については、「賃金は低くても、仕事の内容や量が負担にならない福祉サービス事業所で働き続けたい(27.7%)」が、これを上回っています。
- ◆働いていない人の今後の就労希望については、「就労を望んでいる」が2割を占めており、そのうち「一般企業等で、フルタイムで働きたい」や「一般企業等で、短時間のパートやアルバイトとして働きたい」といった、一般企業での就労を望んでいる人が5割となっています。



(5) 障害福祉サービスの現状

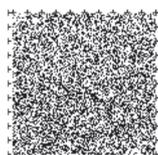
- ◆身の回りの支援を、主に誰にしてもらっているかについては、「親（24.8%）」や「配偶者（17.5%）」など家族に支援してもらっている割合が高くなっています。
- ◆現在の福祉サービス（ホームヘルパー）の利用時間は、必要な支援に対して十分かについて、「十分である（48.9%）」の割合が高いものの、「不足している（15.7%）」の割合も一定程度みられます。
- ◆生活上の困りごとについては、「経済的な不安」の割合が最も高く、次いで「障害や健康上の不安、悩み」、「将来の生活が不安」となっています。また、親が亡くなった後の生活について不安を感じている人も多くなっています。

(6) 地域活動の現状

- ◆地域活動への参加状況については、「参加している」の割合が2割に満たない状況にあり、障害者の多くが地域活動に参加していない現状となっています。
- ◆地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合に妨げとなることについては、「健康や体力に自信がない(26.6%)」、「どのような活動が行われているか知らない(26.4%)」、「一緒に活動する友人・仲間がいない(19.8%)」、「コミュニケーションが難しい(18.3%)」などが挙げられています。

(7) 久留米市のまちづくりの現状

- ◆まちづくりにおける様々な分野での取り組みについて、いずれも「重要度」の高さに比べ、「満足度」が低くなっている。バリアフリー、医療や公共機関の利便性、子育て支援や環境の充実などを「重要」とする割合が高くなっています。



4. 第3期計画の進捗と課題

(1) 各施策の評価

現計画は、「誰もが自分らしく生きがいを持ち支えあいながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」を基本理念とし、その実現に向け、平成30年度から令和5年度までの6年間、5つの基本目標を設定し、158の施策に取り組んできました。

ここでは、次期久留米市障害者計画に向けて現計画の実績と評価についてまとめ、久留米市障害者（児）生活実態調査報告書（以下、「生活実態調査報告書」という）の調査結果について記載しています。

なお、進捗状況の評価にあたっては、施策毎の計画期間中の実施状況、課題を含む取組状況を所管課において総括するとともに、次の4段階の達成度評価基準により評価しています。

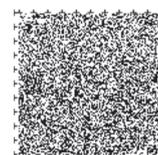
その結果、全体の8割を超える施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかった施策も一部ありました。

【4段階達成度評価基準】

達成度評価基準		件数	割合	達成 (S・A) 割合
S	目標を上回った、又は高い成果が得られた (100%以上)	9	5.7%	82.3%
A	ほぼ目標は達成した (80%~100%)	121	76.6%	
B	目標の達成には至らない、成果が出るまで時間を要する (60%~80%)	24	15.2%	
C	取組に着手出来なかった、又は施策内容を見直したため、目標が達成出来ない	4	2.5%	

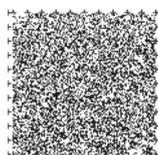
【実績評価一覧】

基本目標	S	A	B	C	計
壁をなくし認め合っているために	1	21	4	1	27
安全と安心のために	1	14	2	0	17
支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	2	26	4	0	32
自立して暮らし続けるために	4	38	9	3	54
生きがいを持って自分らしく生きるために	1	22	5	0	28
計	9	121	24	4	158



第3期計画の進捗

基本目標	分野	達成度評価（施策数）						
		全体	S	A	B	C	達成	割合
							S+A	S+A
1	(1) 啓発・広報	17	1	15	1	0	16	94%
	(2) 生活環境	10	0	6	3	1	6	60%
2	(3) 差別解消・権利擁護	5	0	5	0	0	5	100%
	(4) 防災・防犯	12	1	9	2	0	10	83%
3	(5) 療育・保育・教育	32	2	26	4	0	28	88%
4	(6) 雇用・就労	15	1	12	1	1	13	87%
	(7) 生活支援	34	3	23	7	1	26	76%
	(8) 保健・医療	5	0	3	1	1	3	60%
5	(9) 日中活動	6	0	5	1	0	5	83%
	(10) 社会活動	22	1	17	4	0	18	82%
全 体		158	9	121	24	4	130	82%



(2) 成果指標に基づく評価

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、計画期間中に特に重点的に取り組みを進める7施策（重点施策）の実現状況を表す「重点施策成果指標」で構成しており、市民意識調査や久留米市障害者（児）生活実態調査報告書に基づく、成果指標を設定しています。

なお、令和5年度市民意識調査は、集計中のため、令和4年度実績を参考に記載しています。

① 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画第3次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」、「愛着度」を設定しています。

総合成果指標に対する目標の達成状況は、次のとおりとなっています。

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	83.8%	90.0%	93.1%
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	82.4%	90.0%	88.0%

② 重点施策成果指標

重点施策の成果指標に対する目標の達成状況は次のとおりです。

重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

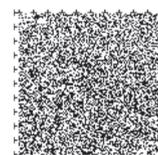
指標名	H29実績	R5目標	R4実績
障害や障害者への市民の理解 (理解されていると思う障害者の割合)	29.3%	40.0%	29.2%

重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	4.7%	10.0%	7.1%

重点施策3 防災・防犯対策の推進

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	24.2%	40.0%	25.9%



重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	54.7%	50.0%	41.3%

重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

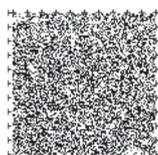
指標名	H29実績	R5目標	R4実績
定住意向 (いま住んでいるところに住み続けたいと思う障害者の割合)	79.7%	90.0%	83.4%

重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
障害福祉サービスの利用状況 (利用時間が必要時間に対し十分と思う障害者の割合)	46.4%	50.0%	48.9%

重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

指標名	H29実績	R5目標	R4実績
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	21.8%	30.0%	18.8%



(3) 各分野の課題

① 啓発・広報

地域共生社会の実現のためには、障害のある人とない人がお互いについて理解し、尊重し合うことが重要です。しかしながら、市民へのイベント等による啓発事業では、障害当事者や関係者以外の市民の参加があまり見られない傾向があり、障害者（児）生活実態調査報告書によると障害や障害者への市民の理解が十分に進んでいない状況にあります。このようなことから、障害当事者や関係者以外の市民の参加を促す取り組みが求められます。

② 生活環境

障害者の自立と社会参加のためには、障害者が暮らしやすい生活環境の整備が重要であることから、公共施設のほか、行政と民間事業者が相互に協力しながら公共交通機関や民間施設のバリアフリー化の取り組みを促進していくことが求められます。

③ 差別解消・権利擁護

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めることが求められる中で、障害者（児）生活実態調査報告書においては、「障害を理由とする差別的な取扱いが減った」と感じている人が少なく、差別を受けたときに、公的な相談窓口にご相談する人の割合も少ないことから、障害者に対する差別の解消に向けた取り組みのさらなる強化が求められます。

一方で、障害者虐待に関し、障害当事者や施設の職員、市民等の意識もまだまだ高いとは言えない状況にあるため、今後もあらゆる機会を捉えて継続した取り組みが求められます。

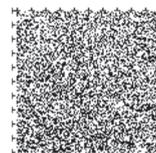
④ 防災・防犯

大雨による水害など近年の大規模災害の発生から「安全安心」は重視すべき課題となっています。その一方で、障害者（児）生活実態調査報告書によると、災害への備えをしている人が少ない状況にあり、災害時の不安として情報保障の問題やコミュニケーションの問題が見られることから、避難行動要支援者の支援といった災害時における障害者への支援の充実など、防災対策の更なる推進が求められます。

⑤ 療育・保育・教育

障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や保育・教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができる仕組みが必要であり、また、障害者（児）生活実態調査報告書においても、障害に関する理解向上や教職員等の特別支援教育の専門性を高めることが求められています。

支援が必要な子どものニーズに対応していくためには、スクール・カウンセラーや看護師をはじめ、特別支援教育に関する知識や経験を有する教職員などの専門性の高い人材の確保が求められます。



⑥ 雇用就労

障害者が自立した生活を送る上で、就労し、収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労したり、障害の特性に応じて福祉的就労ができる環境づくりが必要です。また、障害者（児）生活実態調査報告書においても、働いていない人のうち就労を望んでいる人が一定割合いることから、そのニーズを把握し、個別に就労へ繋げていくことが求められます。

⑦ 生活支援

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できる場があることが重要です。そのような中で、基幹相談支援センターの相談が増え続けていることから職員の専門性の向上や体制の確保と併せて地域づくりに努めていくことが求められます。

国において、施設入所や長期入院からの地域移行が進められており、今後取り組みが本格化する精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に的確に対応していくことが求められます。

また、障害者の地域での生活を支える上で、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。一方で障害者（児）生活実態調査報告書においては、依然として障害者の日常の介助や身の回りの支援は、配偶者や親といった家族が主に担っている状況が見られます。また、医療的ケア児や重度心身障害児等に対応したレスパイトケアや短期入所などの場が不足していることから、レスパイトケアや短期入所などの場の確保が求められます。

⑧ 保健・医療

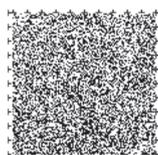
日常生活の質を維持するうえで、心身ともに健康であることは大切な要素です。障害者を含めたすべての市民の健康づくりを推進するとともに、子どもの障害を早期に把握し、療育につなげる体制の充実が求められます。また、精神障害者の増加傾向が続く中で、障害の有無や程度に関わらず、地域で安心して暮らすことができる「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めることが必要です。

⑨ 日中活動

精神障害者や知的障害者の増加傾向が続いており、現在の公的な日中活動の場だけでなく、インフォーマルな活動による居場所づくりや支え合いの場づくり、インフォーマルな活動と公的な福祉サービスの連携の必要性がますます高まっています。

⑩ 社会活動

障害者が生きがいを持って社会参加していくためには、障害者が地域の様々な場面で、社会の一員として各自が役割を担いながら、活動できるよう環境整備に取り組むことが求められます。しかしながら、様々なイベント情報の集約や周知が行えていない状況にあることに加え、障害者団体への加入率の低下や会員の高齢化が課題とされている団体もあり、障害者（児）生活実態調査報告書によると、地域活動に参加している人の割合は2割に満たない状況にあります。このようなことから、障害の状況に関わらず、誰もが取得できる情報の提供や若い人が参加しやすい環境整備が求められます。



第2部 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の視点

1. 第5次障害者基本計画の概要

[計画期間]

R5年度～R9年度（5年間）

[基本理念]

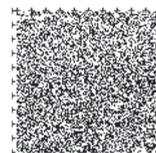
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向性を定める。

[特徴]

- 法改正や社会情勢等を反映
- 障害者施策の基本的な方向として、第4次と同じ11分野の各論で構成

各論（11分野）

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 安全・安心な生活環境の整備
- (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (4) 防災、防犯等の推進
- (5) 行政等における配慮の充実
- (6) 保健・医療の推進
- (7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (8) 教育の振興
- (9) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (11) 国際社会での協力・連携の推進



2. 障害を理由とする差別をなくす条例

障害を理由とする差別をなくす条例は、令和元年 11 月に市民団体から久留米市議会へ請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」が提出され、令和 2 年 9 月議会において請願の採択がされたことに伴い、条例制定に向けた検討が進められました。

久留米市障害者差別解消支援地域協議会や当事者との意見交換を含む条例検討 WG 会議の協議を経て、令和 5 年 12 月に久留米市障害を理由とする差別をなくす条例が制定され、令和 6 年 4 月に施行されます。

第 4 期久留米市障害者計画では、障害を理由とする差別をなくす条例制定の趣旨を踏まえ、条例と連動し、障害を理由とする差別をなくす取り組みを進めていきます。

[請願の内容]

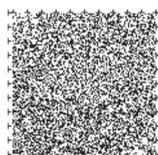
- ① 久留米市に障害者差別禁止条例を制定すること
- ② 条例を制定する過程において、多様な障害当事者の意見を反映すること

[主な経過]

時期	内容
H28.4	障害者差別解消法の施行を受け、基本方針・職員対応要領を策定
H31.2	久留米市障害者差別解消支援地域協議会の設置
R1.11	久留米市差別禁止条例の制定に関する請願の提出
R2.9	市議会において請願の採択
R3.6～	条例制定に向けた検討の開始 (当事者団体、事業者、行政他 計 22 回の協議)
R5.11	条例案の策定
R5.12	条例の公布
R6.4	条例の施行

[取組施策]

- ① **施策の推進 条例第 17 条**
 - 基本となる考え方や内容を示し、基本方針を策定
- ② **啓発及び理解促進 条例第 18 条**
 - 市民や事業者への啓発活動及び市職員等への研修
- ③ **情報の発信及び取得環境 条例第 19 条**
 - 全ての障害者が取得できる情報の発信
- ④ **教育及び保育の促進 条例第 20 条**
 - 障害のある者となない者が共に学ぶ施策の推進
- ⑤ **意思疎通支援 条例第 21 条**
 - 手話、点字、音声、読み仮名の表示等
- ⑥ **相談体制の充実 条例第 22 条**
 - 差別の解消に向けた相談体制の充実
- ⑦ **事前的改善措置 条例第 23 条**
 - 社会的障壁の除去及び合理的配慮を実施するための事前的環境整備
- ⑧ **災害への備え 条例第 24 条**
 - 防災情報の発信、防災講座の開催等の促進による災害への備え



第2章 計画の進行管理

1. 基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮した上で、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

2. 数値目標

各具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。

ただし、事業の進捗状況や国の制度改正、社会状況の変化などに注視しながら、必要に応じ適宜見直しの検討を行い、適正な事業運営に努めます。

なお、第2部第6章に定めた成果指標の達成状況にも注視し、必要に応じて取組の強化等を図ります。

3. 推進体制

総合的な障害者施策の展開にあたっては、庁内関係部局の協力が不可欠です。障害者福祉課が事務局となり、必要に応じて関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進捗管理は、前年度の施策の進捗について所管部局による自己評価を行うとともに、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、進捗状況についての評価・意見をもらいます。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。

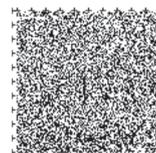
なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。

4. 計画推進に共通する基本的な視点

市民や地域の多様な主体が、それぞれの特徴を活かした活動を展開できるような協働の取り組みを推進するとともに、市民の主体的なまちづくりに向けた支援に取り組みます。また、障害者に係る多様化・複雑化する課題を解決するため、多様な主体の役割分担や情報の共有化、連携強化を図り、重層的な支援に取り組みます。

5. 重点施策の設定

重点的に取り組むべき施策について、第3期障害者計画で取り組んだ施策の進捗や課題、障害者（児）生活実態調査報告書から見られた課題を踏まえて、「防災対策の推進」「療育・保育・教育の切れ目のない支援」「インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進」を設定し、国の計画や法改正から「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」を、本市における障害を理由とする差別をなくす条例の制定の動きから「差別解消の推進と差別相談体制の充実」を、関係機関との意見交換等から「福祉人材の確保・育成」「一般就労の促進」を重点施策として設定しています。



第3章 計画の基本理念

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。本市では、第3期計画において、「誰もが自分らしく生きがいを持ち支え合いながら安心して暮らし続けられるまちの実現」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

今後も、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を次のとおりとします。

【 基本理念 】

誰もが 個人の尊厳が守られ
支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現

誰もが

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

個人の尊厳
が守られ

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合い
ながら

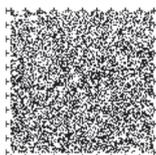
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して
暮らし
続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現
に向けて

「誰もが個人の尊厳が守られ支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」は、今後において普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組むべき理念である。



第4章 計画の基本目標と施策区分

基本理念の実現のため、次の5つの基本目標のもと各分野の施策に取り組みます。

1. 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

障害を理由とする差別の解消やお互いを理解し、認め合っるとともに生きるという意識、共に暮らすための環境づくりに向けて取り組みます。

差別解消分野

差別解消の推進と差別相談体制の充実	【重点施策】
情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	【重点施策】

生活環境分野

障害者に配慮したまちづくり

2. 権利を守り安全と安心のために

障害者に対する虐待を防止するとともに、障害者への権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、障害者の権利擁護に取り組みます。災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報発信や消費者トラブルの防止など安全に安心して生活できるよう取り組みます。

権利擁護分野

権利擁護の推進

防災・防犯分野

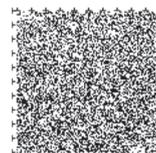
防災対策の推進	【重点施策】
防犯・安全対策の推進	

3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

障害のある子どもが可能な限り、障害のない子どもとともに保育又は教育を受けられるよう、必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実に取り組みます。

療育・保育・教育分野

障害の早期発見・療育の充実	
療育・保育・教育の切れ目のない支援	【重点施策】
幼児教育・保育の充実	
学校教育の充実	



4. 自立して暮らし続けるために

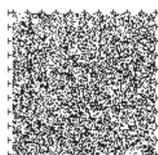
障害者が自立して地域で生活ができるよう、一般就労の促進、福祉的就労の充実などの雇用・就労や、福祉人材の確保や育成、住まいの確保と居住支援の充実や在宅福祉サービスなどの充実といった生活支援、精神保健事業など保健サービスの充実や医療サービスの充実に取り組みます。

雇用・就労分野	
一般就労の促進	【重点施策】
福祉的就労の充実	
就労支援の充実	
生活支援分野	
福祉人材の確保・育成	【重点施策】
住まいの確保と居住支援の充実	
在宅福祉サービスなどの充実	
外出支援の充実	
経済的支援の充実	
相談支援体制の充実	
保健・医療分野	
精神保健事業など保健サービスの充実	
医療サービスの充実	

5. 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

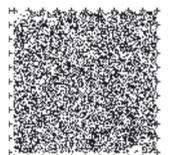
障害者が生きがいを持って地域社会に参加できるよう、日中活動の促進、スポーツ・文化芸術活動への参加促進やインフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進に取り組みます。

日中活動分野	
日中活動の促進	
社会活動分野	
スポーツ・文化芸術活動への参加促進	
社会教育の充実	
地域活動や国内外交流の促進	
インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進	【重点施策】



施策の体系

基本理念	基本目標	分野	施策区分	施策の方向
誰もが個人の尊厳が守られ 支え合いながら安心して暮らし続けられる まちなの実現に向けて	社会的障壁をなくし認め合って生きるために	1 差別解消	(1) 差別解消の推進と差別相談体制の充実【重点施策】	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 差別相談体制の充実 ③ 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ④ 福祉教育の充実
			(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実【重点施策】	① 情報アクセシビリティの推進 ② 行政情報のアクセシビリティの推進 ③ 意思疎通支援の充実
		2 生活環境	(3) 障害者に配慮したまちづくり	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進
		3 権利擁護	(1) 権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 ② 虐待防止の推進 ③ 意思決定支援の推進 ④ 権利学習の促進
			4 防災・防犯	(2) 防災対策の推進【重点施策】
		(3) 防犯・安全対策の推進		① 防犯・安全対策の推進
	支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	5 療育・保育・教育	(1) 障害の早期発見・療育の充実	① 母子保健事業の充実 ② 障害児支援の提供体制の整備等
			(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援
			(3) 幼児教育・保育の充実	① 障害のある子どもの幼児教育・保育体制の充実
			(4) 学校教育の充実	① 障害のある者となない者が共に学ぶ環境の整備充実 ② 特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上
	自立して暮らし続けるために	6 雇用・就労	(1) 一般就労の促進【重点施策】	① 一般就労への移行等
			(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保 ② 就労に関する相談体制の充実 ③ 障害者優先調達推進に係る取組 ④ 関係機関・企業などとの連携
			(3) 就労支援の充実	① 福祉人材の確保・育成
		7 生活支援	(4) 福祉人材の確保・育成【重点施策】	① 福祉人材の確保・育成
			(5) 住まいの確保と居住支援の充実	① 住まいの確保 ② 居住支援の充実 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 地域生活支援の充実
			(6) 在宅福祉サービスなどの充実	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスバイトケアなどの充実 ③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
			(7) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実
			(8) 経済的支援の充実	① 経済的支援の推進
		8 保健・医療	(9) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実・強化 ② 多様な相談窓口の充実
			(10) 精神保健事業など保健サービスの充実	① 保健事業の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
			(11) 医療サービスの充実	① 適切な医療サービスの提供
	生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために	9 日中活動	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの充実
		10 社会活動	(2) スポーツ・文化芸術活動への参加促進	① スポーツ活動の促進 ② 文化芸術活動の促進
			(3) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設などのバリアフリー化
			(4) 地域活動や国内外交流の促進	① 地域活動などへの参加促進 ② 国内外での交流の促進
			(5) インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進【重点施策】	① インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進



第5章 障害者福祉施策における成果指標

第4期障害者計画では、計画期間に目指す地域社会の姿をわかりやすく示す指標を設定し、地域共生社会の実現に向けた進捗状況を明らかにします。

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、各基本目標の成果指標で構成します。

1. 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画第4次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	93.1%	95%
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	88.0%	95%

2. 基本目標の成果指標

基本目標の成果指標は、久留米市障害者（児）生活実態調査報告書の調査結果から次のとおり設定します。

(1) 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

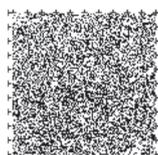
指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	7.1%	10%

(2) 権利を守り安全と安心のために

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	25.9%	40%

(3) 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	41.3%	20%

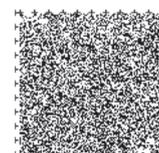


(4) 自立して暮らし続けるために

指標名	現状	目標
一般就労している障害者の割合 (働いている障害者(非正規社員・自営含む)の割合)	29.9%	40%
障害者福祉施策の充実度 (障害福祉サービス、相談支援などに満足している障害者の割合)	29.5%	40%

(5) 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	18.8%	30%



第3部 計画の展開

基本目標 1

社会的障壁をなくし認め合って生きるために

差別解消

生活環境

1. 差別解消の推進と差別相談体制の充実【重点施策】

＜＜現状と課題＞＞

国では、平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、国内法の整備が進められ、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。このことを踏まえ、本市においても障害者差別解消法に基づき障害者に対する差別の解消への取組みを推進してきました。

しかしながら、令和4年度に実施した障害者(児)生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答が全体の約7%に止まっています。

今なお差別がある現状を踏まえ、また、優生思想に基づく旧優生保護法のような障害者差別を繰り返さないためには、全ての人々が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が不可欠です。このようなことから、第4期久留米市障害者計画では「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」と連動し、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりに取り組んでいきます。

＜＜基本方針＞＞

- ◆ 障害者差別解消法などの関連法及び障害を理由とする差別をなくす条例に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。

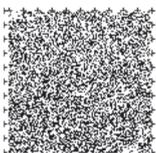
＜＜施策の方向＞＞

(1) 障害を理由とする差別の解消への取組

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針などに基づき、障害者差別の解消に取り組み、合理的配慮の事例の共有を図ります。

＜＜具体的施策＞＞

番号	施策名称	施策内容	所管部署
1	障害者に対する差別の解消への取組み	障害を理由とする差別をなくす条例や基本方針に基づき、市民への啓発、職員研修、職員対応要領の確実な実行により、差別解消の取組みを進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
2	合理的配慮の提供の推進	差別事例や合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し、共有を図り、全庁で統一的な考え方による合理的配慮の提供を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
3	紛争解決のための調整委員会の運営	障害を理由とする差別事案に対して、必要に応じて第三者機関である調整委員会に諮りながら、紛争の解決に取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 差別相談体制の充実

○障害を理由とする差別の解消に向けて、差別相談体制の充実を図ります。

《具体的施策》

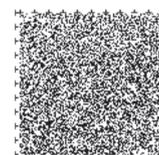
番号	施策名称	施策内容	所管部署
4	差別の解消に向けた相談体制の充実	差別事案が起きた時に、解消するための相談窓口や、手続き、体制などを定め、相談体制の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
5	相談員の専門性の向上	障害を理由とする差別の相談を受ける相談員の専門性の向上を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどの様々な媒体や各種事業などの機会を活用し、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
6	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の教育・啓発の促進	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づき、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な教育・啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和对策課
7	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 保健所健康推進課 全庁
8	人権啓発における障害者問題の啓発	人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。	協働推進部 人権啓発センター
9	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。	市民文化部 生涯学習 推進課



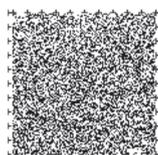
番号	施策名称	施策内容	所管部署
10	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助などにより、障害者問題の啓発事業を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
11	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
12	障害者問題に関する視聴覚教材の充実と活用	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実と活用に努めます。	協働推進部 人権啓発センター 市民文化部 中央図書館

(4) 福祉教育の充実

○市職員に対する合理的配慮等の知識習得や障害者問題に関する意識啓発やサービス事業者への障害に関する知識等の向上を図るための研修を行い、福祉教育の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
13	障害者問題に関する市職員研修の充実	市職員を対象としたユニバーサルマナー研修や障害者をテーマとした人権研修等を実施し、職員の合理的配慮等の知識習得と障害者問題に関する意識啓発に努めます。	総務部 人材育成室
14	サービス事業者への障害に関する研修の実施	サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるようにします。	健康福祉部 障害者福祉課



2. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実【重点施策】

「現状と課題」

障害の有無に関わらず、暮らしを営む上では、誰もが生活に係る様々な情報を取得できることが不可欠です。

障害者基本法では、基本原則である共生する社会の実現のため「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を求めています。また、障害者差別解消法においても、障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、情報のバリアフリー化が求められており、さらに令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障害の種類・程度に応じた手段を選択することができ、障害のない人と同一内容、同一時点で情報が取得できるようにすることが示されています。

本市では、情報バリアフリー指針に基づき、わかりやすい情報の発信や音声コード、点字・音訳の活用、手話通訳者、要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得及び活用機会の拡大に取り組んできました。今後は、あらゆる障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段を拡大するなど、情報のアクセシビリティへの取組を、さらに推進することが必要です。

「基本方針」

- ◆ 障害者が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

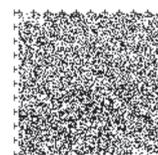
「施策の方向」

（1）情報アクセシビリティの推進

- 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の利用を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
15	情報アクセシビリティの確保	情報通信機器・サービス等の利用における情報アクセシビリティの確保に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
16	情報機器の利用方法などの周知	情報機器やアプリケーション、インターネット等の情報機器の利用促進を図るための周知活動等に取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課



(2) 行政情報のアクセシビリティの推進

○情報バリアフリー指針に基づき、情報取得・活用面で制約のある障害者への配慮として様々な取組を総合的に行うなど、情報アクセシビリティの取組を推進します。

≪具体的施策≫

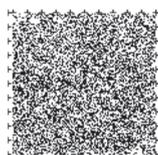
番号	施策名称	施策内容	所管部署
17	情報バリアフリー指針の推進	情報バリアフリー指針に基づき、市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害者の情報取得に係る配慮を推進します。また、障害者のニーズを把握し、情報アクセシビリティの在り方についての検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
18	わかりやすい言葉づかい、理解しやすい伝え方の推進	市が発出する各種情報（紙媒体・IT媒体等）について、誰もが理解しやすいわかりやすい言葉づかいや表現、理解しやすい伝え方（絵図等の活用など）に努めます。	総合政策部 広報戦略課
19	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進	「広報久留米」や「市議会だより くるめ」の点訳・音訳版の発行のほか、各種通知や行政資料などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	総合政策部 広報戦略課 全庁
20	点字通知が必要な方に関する情報の一元化および全庁的な活用	各種通知や行政資料などの行政文書について点字による通知が必要な方に関する情報を一元管理し、各課が文書を発する際に活用できる仕組みづくりを行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットの更なる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 意思疎通支援の充実

○意思疎通支援者の確保を行い、コミュニケーション支援の充実を推進します。

≪具体的施策≫

番号	施策名称	施策内容	所管部署
22	手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
23	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課



3. 障害者に配慮したまちづくり

「現状と課題」

障害者の自立と社会参加のためには、障害者が暮らしやすい生活環境を整備することが重要です。

本市では「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰もが快適で生活しやすい「ユニバーサルデザイン」の視点に配慮しつつ、道路や公園、各種施設など公共施設の整備を計画的に進めてきました。

しかし障害者（児）生活実態調査によると、身体障害者の約5人に1人が依然として道路や建物の段差や公共交通機関の乗り降りに不便を感じており、また、障害者用の駐車スペースや案内表示、障害者用トイレが不十分と感じている人の割合も比較的高い状況にあります。

障害者に配慮したまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識のもと、当事者ニーズを把握しながら、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、こうした障害者に配慮したまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者等の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも必要です。

「基本方針」

- ◆公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◆公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

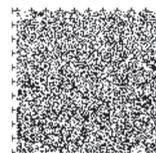
「施策の方向」

（1）施設などのバリアフリーの推進

○バリアフリー法や福岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、市庁舎や公園、道路、学校などの公共施設や民間施設のバリアフリーを推進します。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
24	公共施設の整備・改善	市庁舎や公園・道路（歩道）、市営住宅、学校等の公共施設の整備・改善を行いバリアフリー化に努めます。	全庁
25	民間施設等のバリアフリーの促進	公共性の高い民間施設や道路等について、関係機関へバリアフリー推進の働きかけを行います。	全庁
26	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリーの技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課



(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進

○関係機関と連携し、公共交通環境の充実や歩行空間の安全確保などに取り組みます。

《具体的施策》

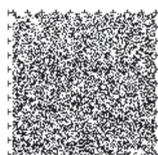
番号	施策名称	施策内容	所管部署
27	視覚障害者のための信号機設置	視覚障害者の安全向上に係る信号機設置について、所管である警察署に対し、横断時間にも配慮した設置を働きかけていきます。	都市建設部 道路整備課
28	公共交通事業者等への理解促進	交通事業者や障害者団体等との協議の場を設け、障害者に係る交通対策や利用環境に関する課題等の共有と課題解消に向けた取り組みの促進に努めます。	都市建設部 交通政策課
29	低床バス導入促進	久留米市内を運行する路線バス車両の低床車両への更新に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。	都市建設部 交通政策課
30	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導及び点字ブロック上にある障害物等の除去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課 関係部局

(3) 住まいのバリアフリーの推進

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、様々な制度の周知と利用促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
31	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。	健康福祉部 障害者福祉課
32	重度心身障害者住宅改造補助事業	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



基本目標 2

権利を守り安全と安心のために

権利擁護

防災・防犯

1. 権利擁護の推進

「現状と課題」

近年、障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かす様々な事案が発生し、社会問題となっています。

障害者(児)生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答が全体の約7%に止まり、また、精神障害者の約18%、自立支援医療制度利用者の14%が「虐待を受けたことがある」と回答しています。

本市では、こうした障害者に対する権利侵害等への対策として、障害者差別解消に係る基本方針や職員対応要領の策定・推進、障害者虐待防止センターの設置・運営、成年後見制度等の関連制度の周知や利用支援などに取り組んできました。

現在、福岡県をはじめ全国の地方公共団体において障害者差別解消関連条例を策定する動きがみられるなど、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりが進んでいます。本市としても、こうした取組を強化するとともに、少子高齢化や一人暮らしの増加等が更に進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みや支援体制づくりを更に強化していくことが必要です。

「基本方針」

- ◆ 障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

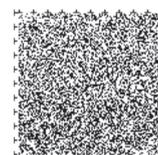
「施策の方向」

(1) 権利擁護の推進

○ 様々な権利擁護に係る制度などについて、周知および利用促進を図ります。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
33	成年後見制度の利用促進	成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 長寿支援課
34	障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知	障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
35	日常生活自立支援事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



(2) 虐待防止の推進

○障害者虐待事案への対応とともに、虐待を未然に防ぐための啓発に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
36	障害者虐待防止対策支援の推進	久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 意思決定支援の推進

○障害者の意思を尊重し、自ら意思決定ができるよう支援の推進に取り組みます。

《具体的施策》

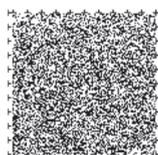
番号	施策名称	施策内容	所管部署
37	意思決定支援の推進	自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、事業所への指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
38	相談支援専門員の研修	生活全般に対する悩みの相談の質の向上に向け、相談支援専門員の研修に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(4) 権利学習の促進

○障害者の人権侵害を未然に防ぐため、障害者の権利学習を促進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
39	障害者の権利学習の機会の提供	障害者が自ら権利を学習する機会を確保するため、出前講座などを活用し、推進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
40	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の教育・啓発の促進【再掲6】	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づき、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な教育・啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
41	人権啓発における障害者問題の啓発【再掲8】	人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。	協働推進部 人権啓発センター
42	人権教育による啓発【再掲9】	「なるほど人権セミナー」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。	市民文化部 生涯学習推進課



2. 防災対策の推進【重点施策】

「現状と課題」

近年、本市を含め各地で自然災害が頻発しており、障害者が地域で安心して安全に暮らし続けるうえで防災対策は大変重要な課題となっています。

本市では、これまで災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境・体制づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者全体のうち半数以上は避難所へ自力で避難できなかつたり不安を感じていたりする状況にも関わらず、約7割超の人は災害に対する備えをしていない状況です。また、実際に災害が発生したときのことを想定すると、正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療、障害に応じた対応が受けられるかなど、多くの障害者が様々な不安を感じている状況です。

こうした障害者の状況を踏まえつつ、災害時における障害者への支援体制の充実など、防災対策の更なる推進が必要です。また、障害者の中でも、困難がより大きいと考えられる高齢者や子ども、女性、医療的ケアや強度行動障害など特別な配慮・支援が必要な人など、障害者への支援や配慮のあり方について、検討・整備していく必要があります。

「基本方針」

- ◆ 障害者の災害による被害を最小限にするため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。

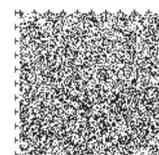
「施策の方向」

(1) 防災関連情報の提供・啓発

- 障害者や関係者に対する防災関連情報の提供や啓発に取り組みます。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
43	防災知識の普及	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。	総務部 防災対策課
44	Net119システムの普及促進	説明会や広報紙への掲載など様々な機会を通して、聴覚・言語障害者向けのNet119システムの普及・促進を図ります。	広域消防本部 情報指令課
45	防火指導の実施	様々な機会を通して、障害者等への防火指導を実施します。	広域消防本部 予防課

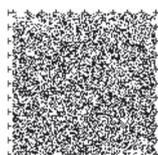


(2) 防災対策の推進

○災害発生時における障害者支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
46	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を実施し、施設の安全確保に努めるとともに、防災意識の向上、防火・防災対策の推進に取り組みます。	広域消防本部 予防課
47	避難行動要支援者支援体制の充実	災害発生時の避難行動要支援者に係る人的被害の軽減を図るために、避難行動要支援者名簿の登録促進や、名簿の関係機関等での共有を進めるとともに、日頃から要支援者の状況把握に努めます。さらに図上訓練の実施や、個人の身体状況などに合わせた「災害時マイプラン」の作成支援に取り組むなど、避難行動の実効性を高めます。	健康福祉部 地域福祉課
48	障害者施設等の防災機能の充実	国・県の補助金等を活用して障害者施設等の防災・防犯機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
49	自主避難所・指定避難所の充実	避難所に福祉スペースの設置や受入れ時に必要な配慮に関する情報の周知などを実施し、避難された要配慮者への支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 総務部 防災対策課
50	障害者等の避難場所の確保	一般の指定避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定し、その実効性を高めます。	健康福祉部 地域福祉課 障害者福祉課 長寿支援課 保健所健康推進課



3. 防犯・安全対策の推進

「現状と課題」

近年、高齢者や障害者を狙った犯罪も発生しており、被害の防止に向けた地域の見守りや情報提供が必要となっています。また、本人の意思に沿わない消費者トラブルなども発生していることから、被害の防止に向けた情報提供や相談対応も必要となります。

このほか、障害者の犯罪や事故による被害をなくすため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

「基本方針」

- ◆ 障害者の犯罪や事故による被害をなくすため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

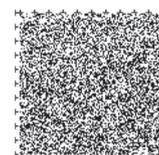
「施策の方向」

(1) 防犯・安全対策の推進

- 消費者被害等の犯罪防止などのための啓発に取り組むとともに、緊急時の支援体制の充実を図ります。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
51	消費者被害防止のための広報啓発	悪質商法などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。	協働推進部 消費生活センター
52	くるめ見守りネットワークの推進	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。	健康福祉部 地域福祉課
53	緊急通報システム貸与	重度の身体障害者で、緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に緊急通報システム機器貸与を行います。	健康福祉部 障害者福祉課



基本目標 3

支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

療育・保育・教育

1. 障害の早期発見・療育の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは大切です。そのため、障害の内容や特性などを早期に把握することが必要となります。

本市では、乳幼児健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについて、市の各種相談事業を案内するほか、幼児教育研究所や教育委員会等の各種相談窓口を紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。

また、これまで母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、発達の遅れや障害のある子どもが増加傾向にある中、乳幼児健診を通じた早期発見・早期対応に係る支援体制の充実は、より重要となっています。

《基本方針》

- ◆ 発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援として、健診後の支援体制の充実を図ります。

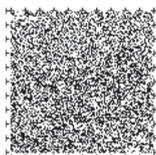
《施策の方向》

(1) 母子保健事業の充実

- 発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
54	乳幼児健診後の支援体制の充実	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を継続して行い、健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署を紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	子ども未来部 こども子育て サポートセンター

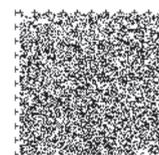


(2) 障害児支援の提供体制の整備等

○障害児の地域社会への参加・包容を図り、障害児支援の提供体制の整備等を推進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
55	障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
56	発達支援事業（相談・療育・訓練事業）の充実	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。	子ども未来部 幼児教育研究所
57	幼児教育研究所の機能の充実	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所



2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】

「現状と課題」

発達の違いや障害のある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の4割が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

一方、学校や幼稚園・保育所、相談機関側の課題としては、支援が必要な子どもの増加に伴う人員確保や環境整備、多様な障害に対応するための職員の専門性や資質向上の必要性、切れ目のない支援に向けて学校や幼稚園・保育所、相談機関など関係機関との連携強化等が必要な状況です。

こうした現状を踏まえ、発達の違いや障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業して社会に出るまで一貫した支援を行う仕組みづくりや、関係機関間並びに庁内関係部局間の連携を強化し、総合的な支援体制の構築等に取り組む必要があります。

「基本方針」

- ◆福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業して社会に出るまでの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

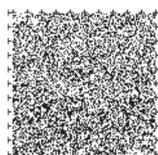
「施策の方向」

(1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

- 関係機関間等の連携のもと、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図り、乳幼児期から学校卒業して社会に出るまでの一貫した切れ目のない支援体制の確立に取り組みます。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
58	発達支援事業（巡回相談事業）の充実	療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。	子ども未来部 幼児教育研究所
59	就学相談事業	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係者等の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
60	就労に向けた進路指導・職業教育の充実	久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を配置し、生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。	教育部 学校教育課
61	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	幼保小の接続期の保育・教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。	子ども未来部 幼児教育研究所
62	切れ目のない支援体制の確立	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する支援を切れ目なく行う体制の検討や整備等を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課



3. 幼児教育・保育の充実

「現状と課題」

幼児教育・保育の分野においては、障害の有無に関わらず、一人ひとりの子どもが尊重され、それぞれに必要な保育を他の子どもたちと一緒に受けることで、ともに育ちあうことができるような保育が求められています。

そのような中で、保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「教育・保育施設」という。）においては、可能な限り障害のある子どもがともに保育を受けられるよう、障害等の特性に配慮した適切な教育・保育の提供支援体制づくりを進めていく必要があります。

また、医療的ケアが日常的に必要な子どもたちが増加していることから、教育・保育施設においても、医療的ケア児がともに保育を受けられる体制の整備が求められます。

「基本方針」

- ◆教育・保育施設と連携して、発達の遅れや障害のある子どもに対する幼児教育・保育の充実を図ります。
- ◆発達の遅れや障害がある子ども、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係者等に対する啓発や理解促進に取り組みます。

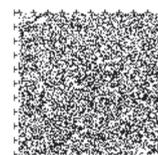
「施策の方向」

（1）障害のある子どもの幼児教育・保育体制の充実

○様々な施設に障害のある子どもを安心して預けることができるよう、療育体制の充実を図ります。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
63	保育所及び認定子ども園における保育士等の障害児加配	教育・保育施設で保育認定を受けた発達の遅れや障害のある子どもを受け入れるため、保育士及び看護師の加配を図ります。	子ども未来部 子ども保育課
64	久留米市保育所連盟研修事業	多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。	子ども未来部 子ども保育課
65	医療的ケア児保育支援事業	教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を行います。	子ども未来部 子ども保育課
66	私立幼稚園等への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園等に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します	子ども未来部 子ども保育課



4. 学校教育の充実

「現状と課題」

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮などの必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができる仕組みの構築が必要とされています。本市ではそのための環境づくりとして、教職員に対する特別支援教育研修や、学校施設のバリアフリー化等の学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、教育に関する要望として4割近くが「教職員の障害児支援に関する知識の研修・啓発の充実」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等においては、学校に対し教職員等の人材確保や資質向上のほか、医療的ケアなどへの配慮など、障害のある児童生徒の受け入れにあたっての様々な環境整備の必要性が指摘されています。

また、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場において、最適な指導が行われることが大切です。本市では、このような多様な学びの場において、教育の充実に努めていますが、児童生徒の増加への対応など、ニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

「基本方針」

- ◆ 障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上に取り組みます。

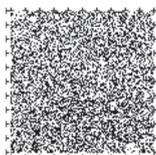
「施策の方向」

(1) 障害のある者とない者が共に学ぶ環境の整備充実

- 様々な機会を活用して児童生徒間の交流や児童生徒と障害者・障害者関係施設等との交流に取り組みます。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
67	就学相談事業 【再掲59】	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係者等の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
68	教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進	市立学校における特別支援教育に関する校内研修会や市教育委員会主催の研修会を実施します。並びに特別支援学校の教職員への研修や専門家による指導を実施します。	教育部 学校教育課
69	福祉教育の推進	総合的な学習の時間等において、福祉教育の視点を取り入れた教育活動を行うよう学校訪問等を活用して指導助言します。また、児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進めます。	教育部 学校教育課
70	特別支援学校の児童生徒の交流の推進	総合的な学習の時間や運動会・文化祭等を活用し、地域の小中学校と特別支援学校（市立及び県立）の児童生徒との交流、及び市特別支援学校高等部と久留米商業高校等との交流を推進します。	教育部 学校教育課



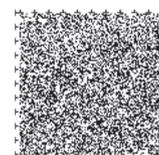
番号	施策名称	施策内容	所管部署
71	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援	医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。	教育部 学校教育課
72	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配をします。	子ども未来部 子ども政策課
73	障害児放課後対策事業の充実	特別支援学校において、障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を実施するとともに、空き教室等の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上

○特別支援教育の中核となる教職員に対し、研修等による知識・能力の向上を図るとともに、久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
74	通級指導教室	通級指導教室において発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。	教育部 学校教育課
75	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	各学校の校内研修会に対する久留米特別支援学校の教職員の派遣や教育相談への対応など、久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するセンター的役割の充実を進めます。	教育部 学校教育課
76	スクール・カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用	スクール・カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人材確保及び能力向上を図り、適切な相談支援を行えるように努めます。	教育部 学校教育課
77	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課
78	教諭、学童保育所指導員などへの研修の実施	幼稚園教諭、学校教職員、学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども政策課 子ども保育課 教育部 教育センター



基本目標 4

自立して暮らし続けるために **雇用・就労** **生活支援** **保健・医療**

1. 一般就労の促進【重点施策】

≪現状と課題≫

障害者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備が進み、障害者(児)生活実態調査でも、就労を希望する未就労者の半数以上が何らかの形で一般企業での就労を希望しており、一般就労に関するニーズは高い状況です。一方で、多くの人々が就労に関して様々な課題を抱えており、周囲の理解や障害に配慮した業務内容・勤務時間であることなど、働きやすい環境整備を望んでいます。さらに、就労者の多くが、収入の少なさや体調不良時の休暇取得の難しさ、人間関係やコミュニケーションの難しさなどの悩みを抱えている状況です。

こうした就労に係る課題や悩みを改善・解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。そのため、企業や事業所に対し、雇用における合理的配慮の概念等の周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要となります。

また、就労しても様々な理由で離職する人も多いため、就労している障害者の生活面の課題の把握や助言、就労先の企業や関係機関等との連絡調整など、一般企業で就労している障害者の課題解決に向けた支援を行います。

≪基本方針≫

- ◆ 障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◆ 企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

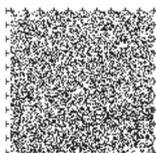
≪施策の方向≫

(1) 一般就労への移行等

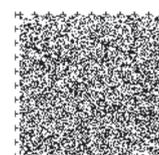
- 就労移行支援事業や、就労定着支援事業、障害者就業支援等により、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。
- 企業・事業所に対する関連法制度等の情報提供や雇用優良事業所の表彰等により、障害者雇用に対する理解促進を図ります。
- 市が行う業務委託や入札、企業誘致等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

≪具体的施策≫

番号	施策名称	施策内容	所管部署
79	就労移行支援事業の推進	一般就労を目指して訓練を行う場として事業所と連携して就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
80	就労定着支援事業の推進	就労移行支援事業や就労継続支援事業等を通じて一般就労した障害者が就労を継続できるよう、事業所と連携して就労定着支援事業の基盤整備を図るとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
81	就労選択支援事業の推進	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
82	障害者就業支援	障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。	商工観光労働部 労政課
83	障害者雇用に関する理解促進	事業所に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	商工観光労働部 労政課
84	農福連携の推進	農業者、農業関連団体等に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	農政部 農政課
85	雇用優良事業所の表彰	障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所（障害者雇用部門）として表彰します。また、地元企業の取り組みを周知することで、他の事業所が障害者雇用に取り組む契機となるよう、PRに努めます。	商工観光労働部 労政課
86	入札などでの障害者雇用事業所の優遇	建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。	総務部 契約課
87	障害者に配慮した職場環境の整備	障害者に配慮した、受験環境や職場環境の整備、職員の意識改革などに取り組みます。	総務部 人事厚生課



2. 福祉的就労の充実

《現状と課題》

障害の特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市ではここ数年、一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備が進み、当該事業を利用して福祉的就労をする障害者も増えています。障害者(児)生活実態調査によると、18～40歳の障害者の3割は、就労系の障害福祉サービス事業所等を利用している状況です。

また、本市では、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で作成した商品について、民間団体や行政主催のイベント等で展示・販売を行う機会を提供するなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてより適正な運営となるよう、事業所の経営力強化や工賃向上等に向けた取組の検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

《基本方針》

- ◆就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

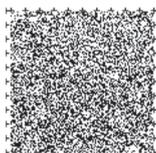
《施策の方向》

(1) 福祉的就労の場の確保

- 事業所等と連携して、就労継続支援事業の基盤整備および運営の適正化を進めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
88	就労継続支援事業（A型）の推進	障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
89	就労継続支援事業（B型）の推進	一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



3. 就労支援の充実

「現状と課題」

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

そのため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援に取り組んでいます。

今後もこれらの取組を推進するとともに、就労支援を更に強化するため、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係る様々な分野の関係機関の更なる連携強化を図ることが必要です。

また、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達（購入）の推進について、積極的な取組が必要です。

「基本方針」

- ◆ 障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実に取り組みます。
- ◆ 障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を推進します。
- ◆ 久留米市障害者地域生活支援協議会等を通じ、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

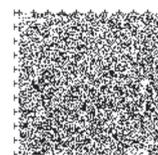
「施策の方向」

（1）就労に関する相談体制の充実

- 障害者の就労を含む生活全般の相談・支援を行う相談窓口の整備や就労支援関係機関と連携した障害者就業支援に取り組み、障害者の就労に関する相談の充実に努めます。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
90	障害者相談支援の実施	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
91	障害者就業支援 【再掲82】	障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。	商工観光労働部 労政課



(2) 障害者優先調達推進に係る取組

- 障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

≪具体的施策≫

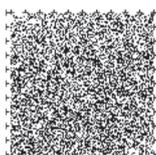
番号	施策名称	施策内容	所管部署
92	障害者就労施設等からの優先調達の推進	市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。	総務部 契約課 健康福祉部 障害者福祉課 全庁
93	就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援	福祉的就労の場の確保を推進するため、民間団体等と連携し、就労系事業所が提供するサービスや商品に関する情報発信に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁

(3) 関係機関・企業などとの連携

- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

≪具体的施策≫

番号	施策名称	施策内容	所管部署
94	就労促進に向けた検討	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を活用し、就労に関する現状把握や課題整理、支援体制の検討等を行い、障害者の就労支援の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課



4. 福祉人材の確保・育成【重点施策】

《現状と課題》

少子・高齢社会の進展等による人口減少など福祉の人材の不足が社会問題化するなか、福祉サービスに対する需要の増大・多様化による質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成が必要です。

《基本方針》

- ◆社会問題化する障害者福祉分野の人手不足に対応するため、人材の量的な確保に加え、質的な向上に取り組みます。

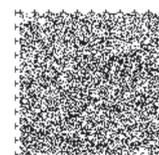
《施策の方向》

(1) 福祉人材の確保・育成

○サービス従事者の処遇・環境整備や研修により福祉人材の確保・育成に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
95	サービス従事者の処遇改善・環境整備	障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努め、事業者のピアサポートを行う人材の確保を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
96	サービス事業者への障害に関する研修の実施【再掲14】	サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるよう努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
97	福祉事業所への人材確保の支援	合同会社説明会などにより障害福祉サービス事業所の人材確保の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



5. 住まいの確保と居住支援の充実

《現状と課題》

安心して暮らせる住まいの確保は、障害の有無に関わらず、全ての人にとって生活の基盤です。特に、様々な生活課題を抱える障害者にとっては、重要な要素となります。

国において、施設入所や長期入院からの地域移行が進められており、地域の受け皿としての住まいの確保や、居住に伴う支援体制の充実が求められています。

少子高齢化の更なる進行による障害者の高齢化や一人暮らしの増加が見込まれる中、インタビュー調査等においても、多くの方が親亡き後の不安を感じており、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になっています。また、こうした生活の場の確保に関する相談窓口の確保等も求められます。

しかしながら、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する理解の不足や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況もあり、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるような仕組みづくりが課題となっています。

今後も、地域の関係団体や関係機関等と連携し、登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングといった円滑な入居支援等による地域移行の支援や、移行後の生活継続のための相談支援等について取り組む必要があります。

《基本方針》

- ◆ 障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備等による住まいの確保と居住支援に取り組みます。

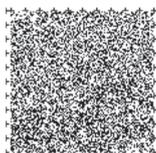
《施策の方向》

(1) 住まいの確保

- 市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。
- グループホーム等の共同生活の場の整備に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
98	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。	都市建設部 市営住宅課
99	不動産業者への啓発と連携	障害者の住まい確保支援のため、あんしん賃貸住宅協力店に関する周知・啓発を行うとともに、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。	健康福祉部 障害者福祉課
100	住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実	居住支援協議会等との連携による住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅セーフティネット制度等の活用促進に向けた周知を図ります。	都市建設部 住宅政策課
101	居住系サービスの整備促進	グループホームなどの計画的な整備を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課



(2) 居住支援の充実

○住宅入居等支援（居住サポート）事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
102	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業「相談支援事業」の強化事業として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 福祉施設入所者の地域生活への移行

○地域生活を希望する障害者が、地域で暮らすことができるよう、地域移行支援サービス等を行います。

《具体的施策》

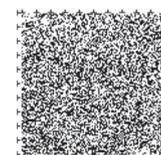
番号	施策名称	施策内容	所管部署
103	福祉施設入所者の地域生活への移行	地域移行支援サービス等の利用促進、居宅生活に向けた支援の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
104	精神障害者の地域移行支援	医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
105	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整等を行う協議の場を整備・推進します。	健康福祉部 障害者福祉課 保健所保健予防課

(4) 地域生活支援の充実

○障害児・者の在宅生活を支援するため、地域生活支援拠点に求められる機能の整備を進めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
106	地域生活支援拠点の整備	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点又は面的な整備）の機能の整備を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課



6. 在宅福祉サービスなどの充実

《現状と課題》

障害者の地域での生活を支える上で、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者(児)生活実態調査によると、障害者総合支援法による福祉サービス（又は児童福祉法による障害児支援）の利用状況は、全体の 24.5%が「利用している」と回答していますが、知的障害者では 59.3%と高い割合を占めています。

一方で、依然として障害者の日常の介助や身の回りの支援は、配偶者や親といった家族が主に担っている状況にあり、また介助者の高齢化も進んでいることから、家族による介助の負担軽減も課題となっています。そのため、短期入所事業や日中一時支援事業等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取組の充実が必要です。さらに、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児（者）や強度行動障害のある人など、様々な障害特性や多様なニーズを考慮し、生活に必要な支援・サービスの提供に取り組んでいくことが重要です。

《基本方針》

- ◆ 障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆ 障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援の充実を図ります

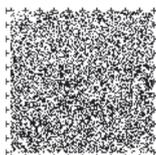
《施策の方向》

（1）日常生活の支援や介助サービスの充実

- 生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。
- 障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
107	福祉事業所の適正運用の推進	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
108	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
109	重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業の推進	重度身体障害児・者訪問入浴サービスを推進します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
110	共生型サービスの円滑な事業の推進	障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課
111	日常生活用具の給付	在宅の障害者・児に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。	健康福祉部 障害者福祉課
112	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) レスパイトケアなどの充実

- 家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。
- 重症心身障害児（者）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

《具体的施策》

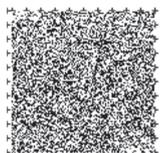
番号	施策名称	施策内容	所管部署
113	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課
114	レスパイトケアの充実	「短期入所」「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
115	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
116	在宅レスパイト事業	自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を代替し、重症心身障害児（者）の健康の保持と家族の介護に係る負担の軽減を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、福祉事業所の適正運用の推進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
117	福祉事業所の適正運用の推進【再掲107】	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。	健康福祉部 障害者福祉課



7. 外出支援の充実

《現状と課題》

地域生活を送る上で、買い物や通勤・通学、通院・通所、余暇活動のための外出活動は必要不可欠なものです。

障害者(児)生活実態調査によると、身体障害者や精神障害者の約半数、知的障害者の 8 割弱が、外出にあたっては何らかの支援の必要性を感じており、約 6 割の人が家族からの付き添いを受けている状況です。

また、外出に際しての困りごと、身体障害者では施設の段差や、電車、バス等の乗り降り、障害者用駐車場・トイレの不足といったハード面が、知的障害者や精神障害者では人の目やコミュニケーション、交通費負担などが上位となっており、障害種別により多岐に渡っています。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取組を進めることが必要です。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

《基本方針》

- ◆ 障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

《施策の方向》

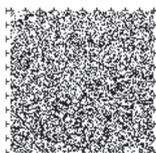
(1) 外出支援サービスの充実

① 外出支援サービスの充実

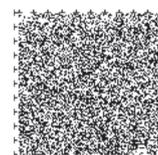
- 移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。
- 障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
118	外出支援の実施	事業所と連携し、「移動支援事業」「同行援護事業」「行動援護事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
119	タクシー基本料金援助事業の実施	在宅の重度障害者に対して、福祉タクシー券を交付します。	健康福祉部 障害者福祉課
120	身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施	障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造(購入)する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造(購入)する場合に、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
121	障害者自動車免許取得助成事業の実施	障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
122	外出支援情報の提供の充実	障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
123	生活支援交通の確保	移動が困難な障害者等が、日々の買い物や通院等を行えるよう、地域ニーズに応じた生活支援交通を導入し、移動手段の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課
124	外出支援のあり方の検討	障害者のニーズを把握し、障害者への外出支援の在り方について多方面からの検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁



8. 経済的支援の充実

《現状と課題》

障害者やその家族の中には、障害や介助等により就労できず、生活に必要な収入を十分に得ることができない人もいます。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」が1位、「医療費の助成」が4位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多い状況です。そのため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知等により、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

《基本方針》

- ◆障害者が地域で自立して生活できるよう、国・県等と連携し、経済的負担の軽減に努めます

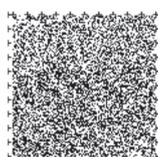
《施策の方向》

(1) 経済的支援の推進

- 諸手当や生活福祉資金の貸付等の周知に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
125	手当制度の確実な適用	特別障害者手当などの制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
126	年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知	ハンドブック等により、障害基礎年金や久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」などの周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
127	生活困窮者自立相談支援事業の実施	「久留米市生活自立支援センター」を設置し、相談支援員が相談を受け、支援計画に基づき支援対象者に寄り添いながら既存の支援制度やフォーマル・インフォーマルな支援を活用し、自立に向けた支援を実施します。包括的・個別的支援の出発点であり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核を担います。	健康福祉部 生活支援第2課



9. 相談支援体制の充実

◀現状と課題▶

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できる場があることが大切です。また、現在はヤングケアラーや8050問題など、複合的な要因に基づく問題も多く、専門性の向上や、関係機関との連携も必要となっています。

障害者(児)生活実態調査によると、生活の困りごとの相談先としては「家族や親族」が1位、相談時の困りごととしては「どこに相談をしてよいか分からない」が1位となっています。

本市では、この相談支援に対する高いニーズに対応するため、市内4カ所で基幹相談支援センターを設置し、様々な相談への対応を行っているほか、相談支援事業所をはじめ各種相談機関等との連携強化も図っているところです。

今後も、障害者がより安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

◀基本方針▶

- ◆ 障害者からの様々な相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

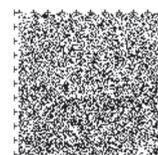
◀施策の方向▶

(1) 相談支援体制の充実・強化

- 基幹相談支援センターなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議するとともに、相談員への研修や情報提供等を行い、相談員の充実を図ります。

◀具体的施策▶

番号	施策名称	施策内容	所管部署
128	障害者相談支援の実施【再掲90】	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
129	地域生活支援協議会の運営	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
130	多機関協働による支援（多機関協働事業）	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、支援関係機関の連携を強化します。また、地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みと協働した支援体制の構築を推進します。	健康福祉部 地域福祉課
131	必要な支援が届いていない人への支援（アウトリーチ事業）	複合化・複雑化した課題を抱えている人や潜在的なニーズを抱える人など、必要な支援が届いていない人に対し、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、継続的に関係性をつくり支援につなげます。	健康福祉部 地域福祉課



(2) 多様な相談窓口の充実

- 障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。
- 障害者の生活に係る様々な分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関等との連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
132	障害者相談員の配置	身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で障害者からの相談に対応します。また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
133	各種相談機関の連携強化	女性・子ども・高齢者・生活困窮者・就労・消費・妊娠等の各種相談機関や、地域活動団体、医療機関等との連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 ほか相談機関
134	生活支援コーディネーターの配置と活動の充実	在宅生活を続けていくことができるよう、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民組織を中心として各種団体、事業者等、多様な主体が協力して、生活支援を重層的に提供する支え合いの仕組みづくりを行います。	健康福祉部 地域福祉課

10. 精神保健事業など保健サービスの充実

《現状と課題》

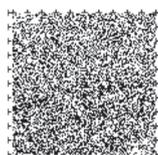
障害者（児）生活実態調査報告書によると「現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み」について4割以上の方が「障害や健康上の不安、悩み」を挙げています。

障害者を含めた全ての市民が疾病の予防や早期発見、早期治療などの健康づくりに取り組めるよう、心と体の健康に関する啓発や教室、相談、検診（健診）などの保健事業を推進するとともに、乳幼児健診などを通じて子どもの障害を早期に把握し、指導や支援につなげる体制の充実を図ることが必要です。

また、学校や仕事、家庭など日々の生活の中で生じる様々なストレスや悩みを要因として、こころの病を抱える人が増加していることを踏まえ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めることが求められます。

《基本方針》

- ◆市民の健康づくりを支援するため、各種保健事業を推進します。また、子どもの障害を早期に把握し療育につなげる体制の充実を図ります。
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。



「施策の方向」

(1) 保健事業の充実

- 乳幼児健診などを通じた障害の早期把握と健診後の支援体制の充実を図ります。
- こころと体の健康づくりを支援する各種保健事業を推進します。

「具体的施策」

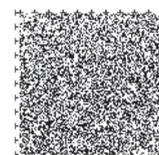
番号	施策名称	施策内容	所管部署
135	乳幼児健診後の支援体制の充実 【再掲54】	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を継続して行い、健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	子ども未来部 こども子育て サポートセンター
136	障害者歯科健診補助事業	久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。	健康福祉部 保健所健康推進課
137	保健事業の推進	こころと体の健康に関する啓発や教室、相談、検診（健診）などの保健事業を推進し、市民の健康づくりを支援します。	健康福祉部 保健所健康推進課

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを進めます。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
138	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 【再掲105】	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整等を行う協議の場を整備・推進します。	健康福祉部 障害者福祉課 保健所保健予防課
139	入院者訪問支援事業等の推進	精神保健福祉法の改正に伴い、医療保護入院等における入院者訪問支援事業の推進を図ります。	健康福祉部 保健所保健予防課



11. 医療サービスの充実

《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らす上では、医療とのつながりは不可欠です。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が4位にあがっており、医療サービスに対する障害者のニーズが高い状況です。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著です。

そのため、自立支援医療や重度障害者医療制度等の公費負担制度、難病患者に対する医療費助成制度等を広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも必要です。

《基本方針》

- ◆ 障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

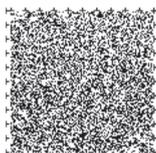
《施策の方向》

(1) 適切な医療サービスの提供

- 医療費の負担軽減に係る制度等の周知に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
140	自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用	ハンドブックやホームページ等により、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 医療・年金課 障害者福祉課
141	難病医療費助成制度の周知	広報紙などにより、難病医療費助成制度の周知に努めます。	健康福祉部 保健所健康推進課



基本目標 5

生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

日中活動

社会活動

1. 日中活動の促進

「現状と課題」

障害者が地域の中でともに生活していくためには、様々な日中活動の場に自分の意思で参加できる環境整備が必要です。

本市では、日中活動系サービスの提供により、障害者の地域生活の支援に取り組んでいるほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動の確保や当事者同士の交流の場、仲間づくりの場の確保に取り組んでいます。

また、平成 30 年度の制度改正に伴い、障害者も高齢者向けの介護保険事業所のデイサービス等を利用できるようになる共生型サービスが始まっており、日中活動の場について、選択する幅が広がっています。

今後も、障害者の現状やニーズ等を把握しながら、地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

「基本方針」

- ◆多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

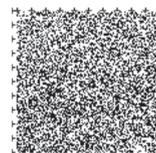
「施策の方向」

(1) 日中活動系サービスの整備

○日中活動系サービスや重症心身障害児（者）の短期入所などの充実を図ります。

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
142	日中活動系サービスの充実	事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
143	共生型サービスの円滑な事業の推進 【再掲110】	障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課
144	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 【再掲115】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

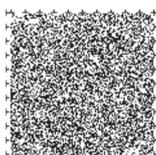


(2) 地域活動支援センターなどの充実

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
145	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
146	地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援	地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら、運営への支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
147	オープンスペースなどへの支援	精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課



2. スポーツ・文化芸術活動への参加促進

《現状と課題》

スポーツ・文化芸術活動は、障害者の心と体を豊かにし、自分らしさや生きがいへとつながる大切な余暇活動です。また、障害の有無に関わらず、多くの市民とともに参加することで、障害者への理解を深める機会にもなります。

一方で、障害者(児)生活実態調査によると、健康面や体力面での難しさ、情報や仲間の不足・不在、コミュニケーションの難しさなど、活動への参加に対する課題も多い状況です。

こうした中、誰もが参加できるニュースポーツとして障害者スポーツが注目されており、障害者との交流や理解を深める好機となっています。今後は、障害者が地域でスポーツや文化芸術活動に参加し、生活を楽しむことができる環境づくりを進める必要があります。

《基本方針》

- ◆ 障害者がスポーツ・文化芸術活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮した仕組みや環境づくりに取り組みます。

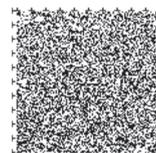
《施策の方向》

(1) スポーツ活動の促進

- 障害者のためのスポーツ大会などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。
- 障害者スポーツの指導者育成などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
148	ふれあいスポーツ大会の開催への支援	障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
149	障害者スポーツの競技者支援	福岡県障がい者スポーツ協会や桜花台クラブをはじめとする総合型地域スポーツクラブ及び各種競技団体と連携して、障害者スポーツの普及・促進に努め、未来のパラアスリートを発掘します。	市民文化部 体育スポーツ課
150	障害者スポーツ関連情報の提供	障害者スポーツに関する市民理解を深めるとともに、参加意欲の増進のため、障害者と健常者が共に楽しめるスポーツ教室など、障害者スポーツに関する情報の収集及び提供等に努めます。	市民文化部 体育スポーツ課



(2) 文化芸術活動の促進

○イベント等への参加を促し、障害者の文化芸術活動などの場・機会の提供に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
151	国内外イベント等への参加促進	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁
152	障害者の文化芸術・余暇・レクリエーション活動の促進	施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

3. 社会教育の充実

《現状と課題》

障害の有無に関わらず、学校での教育だけでなく、生涯を通じて社会の中で様々なことを学ぶことは重要であり、学びの場や機会が提供されることが大切です。

本市では、生涯学習センター等において障害者を含めたあらゆる市民向けの学習講座を開催するほか、地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、校区コミュニティセンターなどのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んでいます。

今後も、ニーズを把握しながら、障害者が地域の中で生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

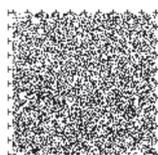
《基本方針》

- ◆障害者の社会教育を推進するため、生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

(1) 生涯学習の推進

- 地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。
- 関連施設の利用料割引制度の周知などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。
- 生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品等の整備に取り組みます。



≪具体的施策≫

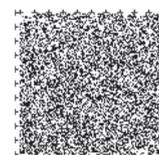
番号	施策名称	施策内容	所管部署
153	生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実	生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる市民のための講座の充実を図ります。	市民文化部 生涯学習推進課
154	チャレンジ土曜塾の実施	校区コミュニティセンターを中心として行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行い、支援が必要な児童の受け入れを促進します。また、ニュースポーツなど誰もが参加しやすい活動を取り入れるほか、情報交換会の開催を促進します。	市民文化部 生涯学習推進課
155	校区コミュニティセンターでの委嘱学級における手話通訳等の実施	校区コミュニティセンターでの委嘱学級において、学級生募集の際には、広報紙やチラシなどで手話通訳等の合理的配慮についてPRするよう指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
156	点字・録音図書資料の整備充実	図書館で製作する点字・録音図書資料を整備充実するとともに、利用者のニーズに応えられるよう点字・音訳ボランティアの技術向上のための研修を行います。また、障害等で来館が困難な方には、宅配を用いて図書資料を無料で配送するなど、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。	市民文化部 中央図書館

(2) 社会教育施設などのバリアフリー化

○校区コミュニティセンター等について、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

≪具体的施策≫

番号	施策名称	施策内容	所管部署
157	校区コミュニティセンター建築費助成	校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、建築・改修に係る費用などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティ課



4. 地域活動や国内外交流の促進

「現状と課題」

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がいない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっています。

こうした課題を克服するためには、障害者は特別な存在ではなく、共に地域社会を構成し支え合う住民同士として、多くの機会をとらえて交流を図り、お互いに理解を深め合うことが必要です。

また本市では、障害者と国内外の様々な人との交流の機会づくりの一環として、各種イベントへの障害者の参加促進を図っており、今後も企画内容や環境整備などの配慮を行いながら、継続していく必要があります。

「基本方針」

- ◆障害者が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

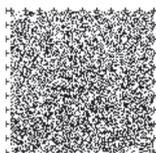
「施策の方向」

(1) 地域活動などへの参加促進

- 障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。
- 審議会等への登用

「具体的施策」

番号	施策名称	施策内容	所管部署
158	地域活動への啓発・支援	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課 健康福祉部 障害者福祉課
159	審議会・委員会などへの登用の促進	障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
160	障害者団体への支援	障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを行います。	健康福祉部 障害者福祉課
161	協議体（支え合い推進会議）の設置	地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を行う「協議体（支え合い推進会議）」を設置し、地域における支え合いの仕組みづくりに努めます。	健康福祉部 地域福祉課
162	社会とのつながりづくりに向けた支援（参加支援事業）	既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズや課題を抱える本人やその世帯に対し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート、支援メニューの創出、そのための環境整備など、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	健康福祉部 地域福祉課

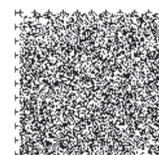


(2) 国内外での交流の促進

○国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
163	国内交流事業の促進	各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
164	国内外イベント等への参加促進 【再掲151】	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁



5. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進【重点施策】

《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、市民や市民活動団体等のインフォーマルな活動とも協働した重層的な支援体制を整えていくことが必要です。

本市では、これまで市民活動サポートセンターを中心に、様々な分野の市民活動やボランティア活動の支援、手話通訳員や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成などに取り組んできました。

今後も市民活動サポートセンターや久留米市社会福祉協議会など関係団体と連携を図りながら、市民活動、ボランティア育成・支援に取り組むとともに、インフォーマルな活動と協働した重層的な支援を推進します。

《基本方針》

- ◆ 障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組むとともに、市民及び関係団体などと連携・協働した重層的支援を推進します。

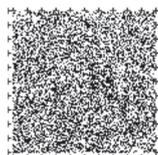
《施策の方向》

(1) インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

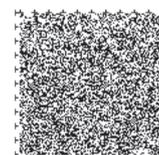
- 福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。
- 久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組みます。
- インフォーマルな活動とも協働した重層的な支援を推進します。

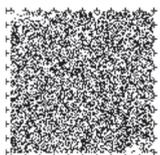
《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
165	障害者分野のボランティア活動の促進	NPO やボランティア等の各種講座やイベントを行い、障害者福祉分野のボランティア活動の促進、活動団体の育成に努めます。	協働推進部 協働推進課
166	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
167	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
168	盲ろう者向け通訳・ 介助員養成講座の実施	関係機関と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
169	音訳・点訳ボラン ティア養成講座の実施	音訳・点訳ボランティア養成講座を実施し、点字・録音図書資料の整備充実を図ります。	市民文化部 中央図書館
170	地域活動支援センター (I型)の運営支援 【再掲145】	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
171	多機関協働による支援 (多機関協働事業) 【再掲130】	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、支援関係機関の連携を強化します。また、地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みと協働した支援体制の構築を推進します。	健康福祉部 地域福祉課
172	地域活動への啓発 ・支援【再掲158】	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課 健康福祉部 障害者福祉課
173	協議体(支え合い推進 会議)の設置 【再掲161】	地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を行う「協議体(支え合い推進会議)」を設置し、地域における支え合いの仕組みづくりに努めます。	健康福祉部 地域福祉課





第4部 資料編

第1章 障害者の動向

1. 障害者手帳所持者の状況

- 手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で令和4年度（2022年度）末現在で18,625人となっています（身体障害者手帳：11,578人、療育手帳：2,886人、精神障害者保健福祉手帳：4,161人）。
- 第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））からの推移をみると、身体障害者手帳所持者は821人減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、全体では924人の増加となっています。

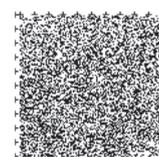
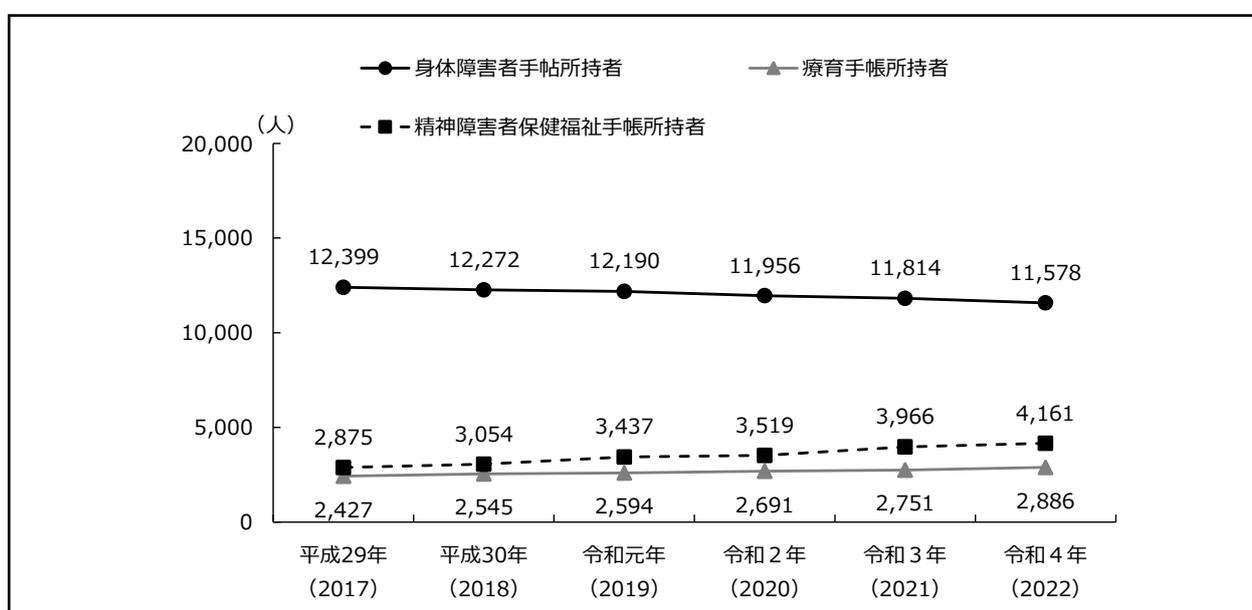
障害者手帳所持者数の推移【3障害（全体）】

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-H29)	増減率 (R4/H29)
身体障害者手帖所持者	12,399	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-821	0.9倍
療育手帳所持者	2,427	2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	459	1.2倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,875	3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	1,286	1.4倍
合計	17,701	17,871	18,221	18,166	18,531	18,625	924	1.1倍

(単位：人)

資料：障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）



2. 身体障害者の状況

(1) 部位【大分類】別 身体障害者手帳所持者

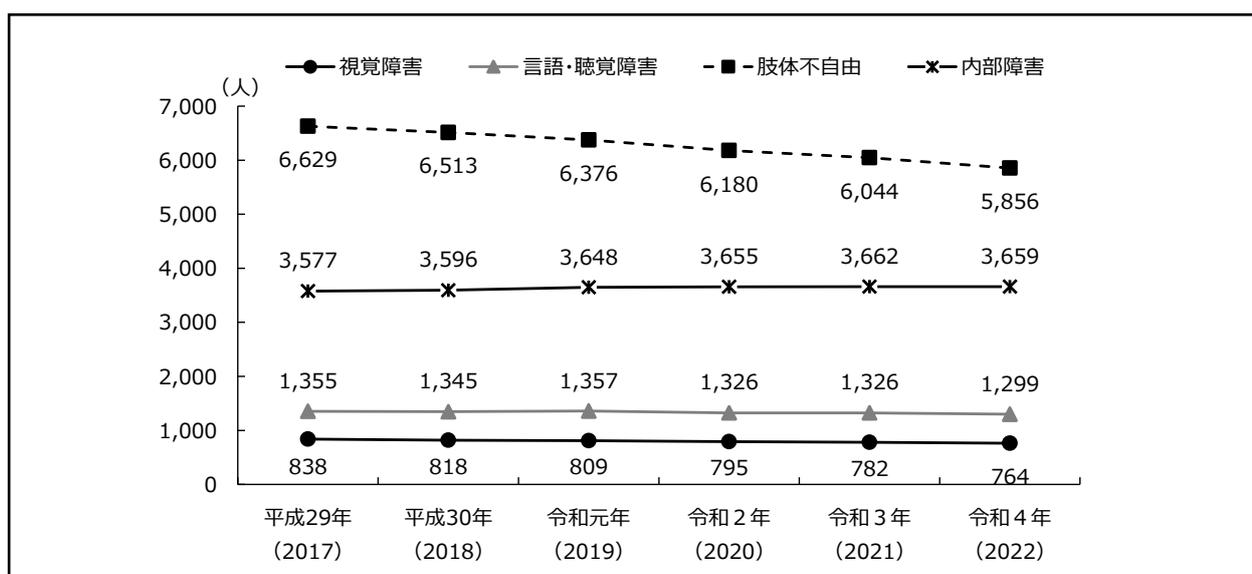
- 身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、令和4年度（2022年度）末現在で視覚障害者764人（全体の6.6%）、言語・聴覚障害が1,299人（同11.2%）、肢体不自由5,856人（同50.6%）、内部障害3,659人（同31.6%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。
- 第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））と比較すると、内部障害をのぞくすべての障害において、手帳所持者数が減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移【部位【大分類】別】

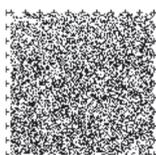
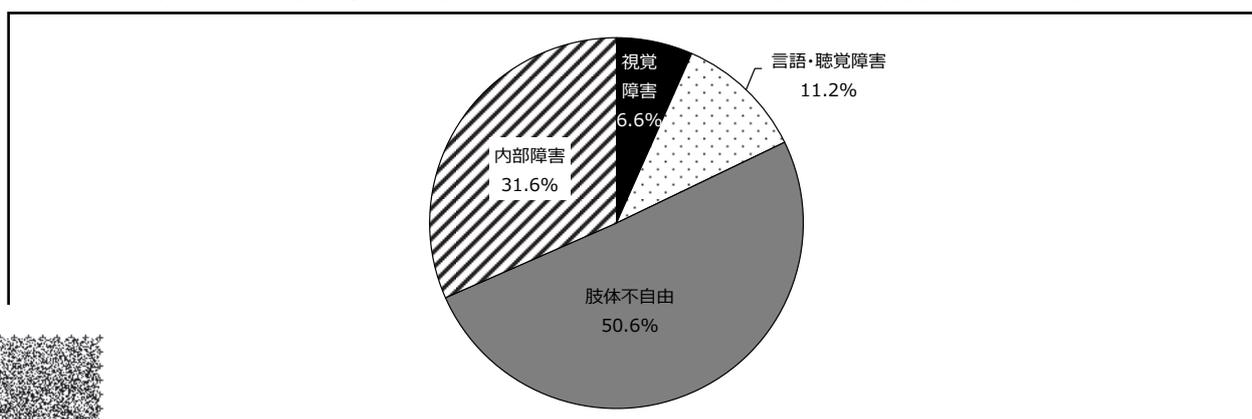
（単位：人）

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4 - H29)	増減率 (R4 / 29)
視覚障害	838	818	809	795	782	764	-74	0.9倍
言語・聴覚障害	1,355	1,345	1,357	1,326	1,326	1,299	-56	1.0倍
肢体不自由	6,629	6,513	6,376	6,180	6,044	5,856	-773	0.9倍
内部障害	3,577	3,596	3,648	3,655	3,662	3,659	82	1.0倍
合計	12,399	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-821	0.9倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



身体障害者手帳所持者 部位【大分類】別構成比（令和4年度（2022年度））



(2) 手帳等級別 身体障害者手帳所持者

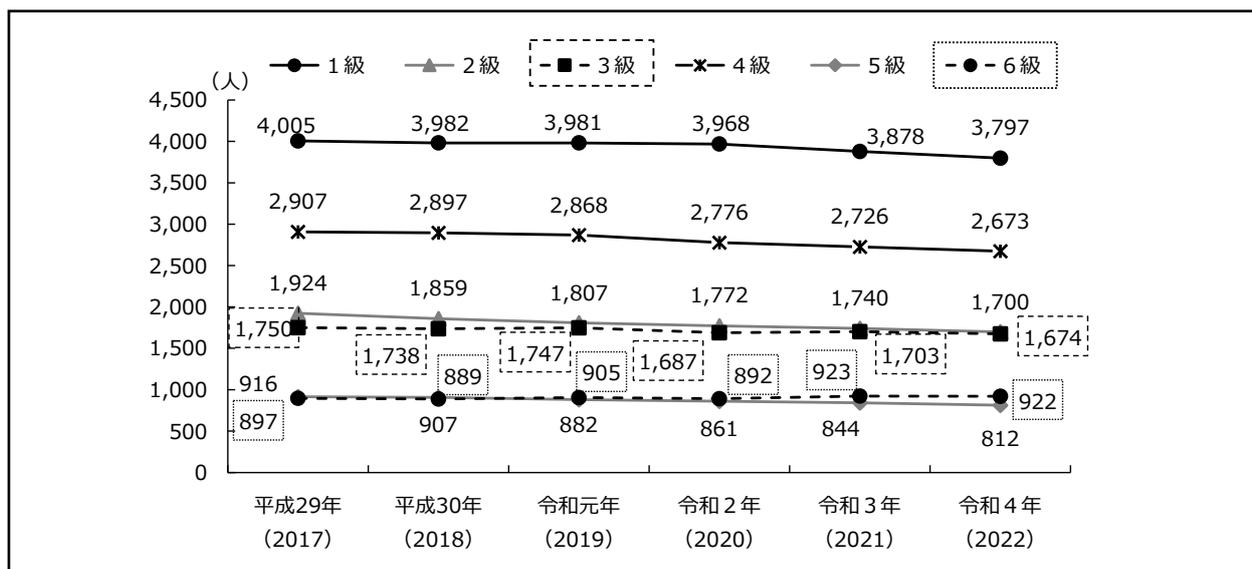
- 身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和4年度（2022年度）末現在では1級が3,797人（全体の32.8%）と最も多く、次いで4級が2,673人（同23.1%）、2級が1,700人（同14.7%）となっています。また、1・2級の重度者があわせて5,497人（同47.5%）と半数弱を占めています。
- 第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））と比較すると、6級をのぞくすべての等級において、手帳所持者数が減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】

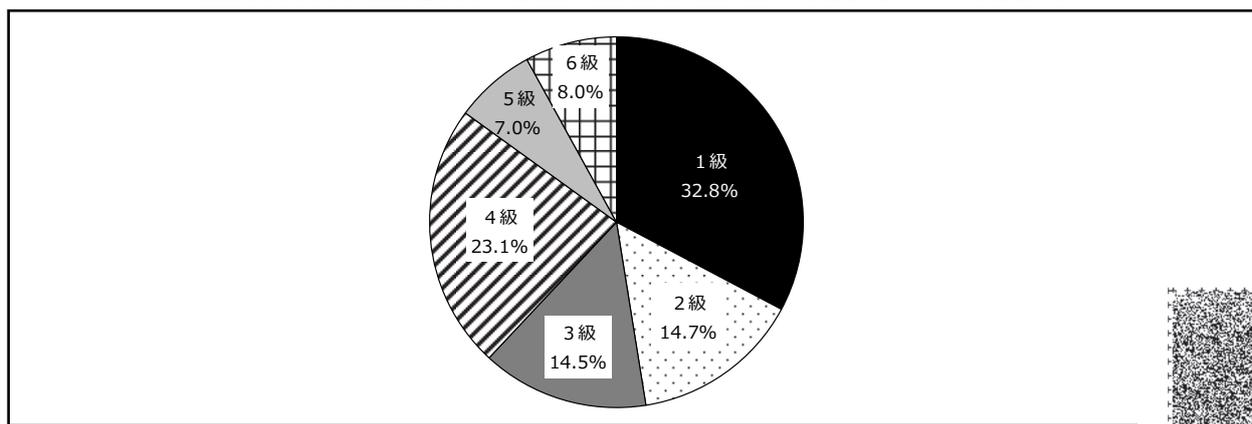
(単位：人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-H29)	増減率 (R4/H29)
1級	4,005	3,982	3,981	3,968	3,878	3,797	-208	0.9倍
2級	1,924	1,859	1,807	1,772	1,740	1,700	-224	0.9倍
3級	1,750	1,738	1,747	1,687	1,703	1,674	-76	1.0倍
4級	2,907	2,897	2,868	2,776	2,726	2,673	-234	0.9倍
5級	916	907	882	861	844	812	-104	0.9倍
6級	897	889	905	892	923	922	25	1.0倍
合計	12,399	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-821	0.9倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



身体障害者手帳所持者 等級別構成比（令和4年度（2022年度））



3. 知的障害者の状況

(1) 手帳判定別 療育手帳所持者

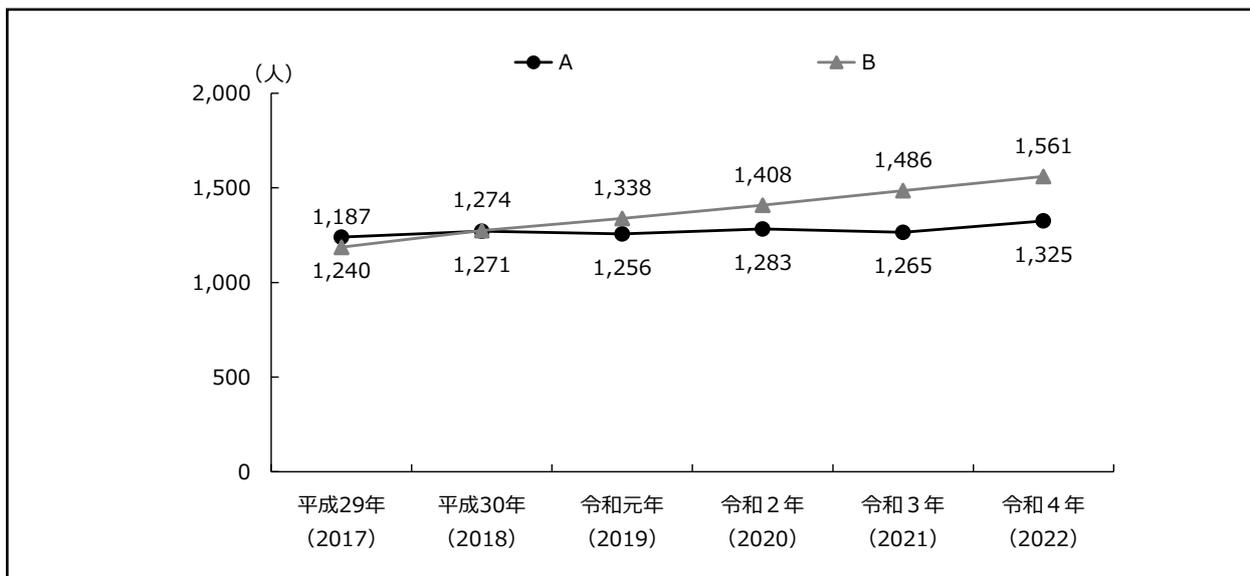
- 療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、令和4年度（2022年度）末現在ではAが1,325人（全体の45.9%）、Bが1,561人（同54.1%）となっています。
- 第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））以降の推移をみると、Bは増加を続け、平成29年度（2017年度）から1.3倍に増加しています。

療育手帳所持者数の推移【判定別】

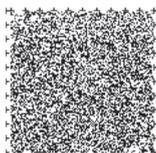
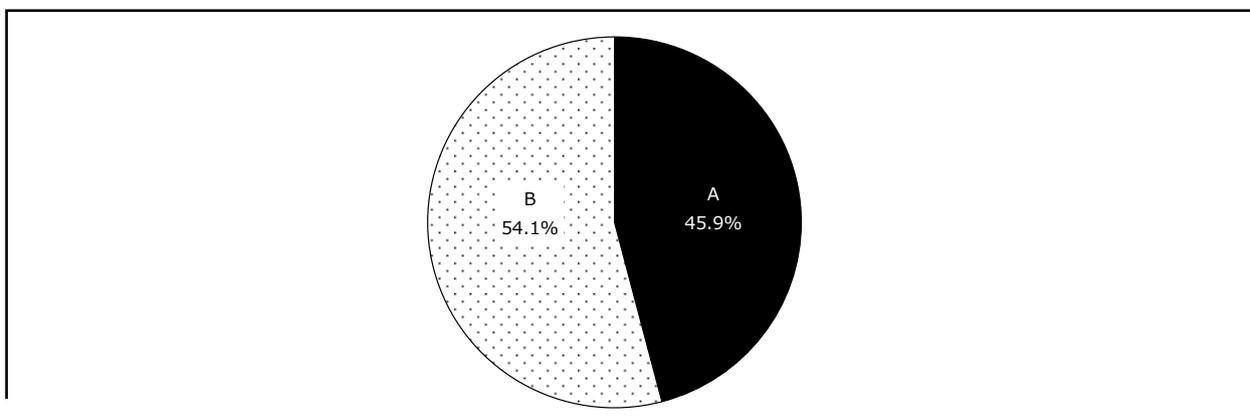
(単位：人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-H29)	増減率 (R4/H29)
A	1,240	1,271	1,256	1,283	1,265	1,325	85	1.1倍
B	1,187	1,274	1,338	1,408	1,486	1,561	374	1.3倍
合計	2,427	2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	459	1.2倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



療育手帳所持者 手帳判定別構成比（令和4年度（2022年度））



4. 精神障害者の状況

(1) 手帳判定別 精神障害者保健福祉手帳所持者

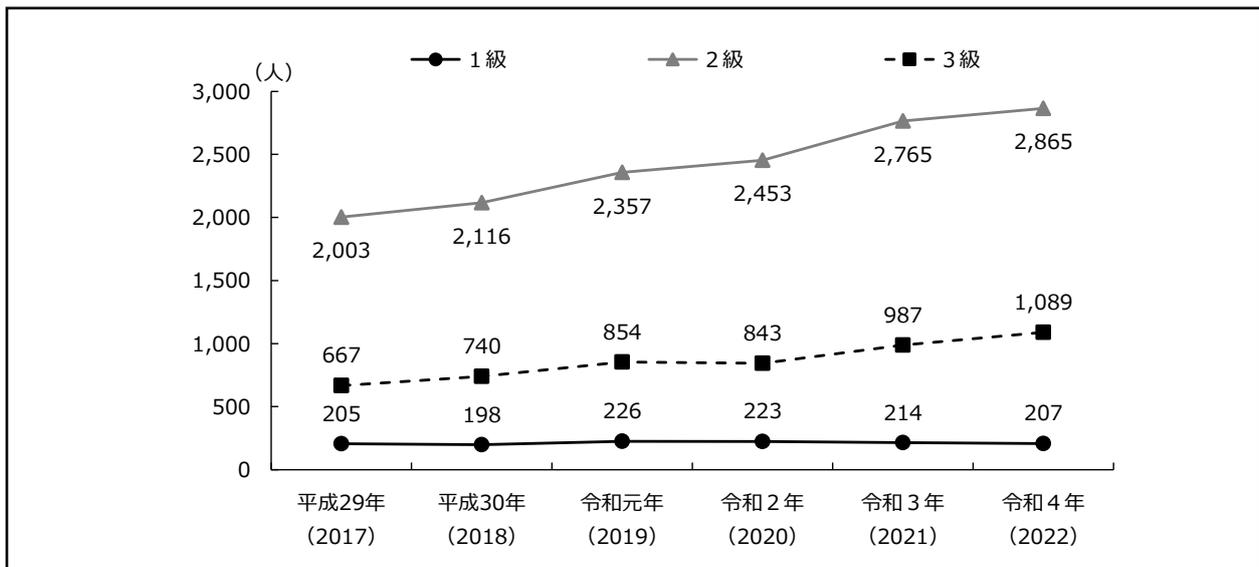
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和4年度（2022年度）末現在では2級が2,865人と全体の68.9%を占めて最も多くなっています。
- 第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））と比較すると、1～3級いずれも増加し、全体では1,286人の増加となっています。なかでも3級は平成29年度（2017年度）と比較して1.6倍の伸びとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

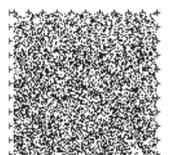
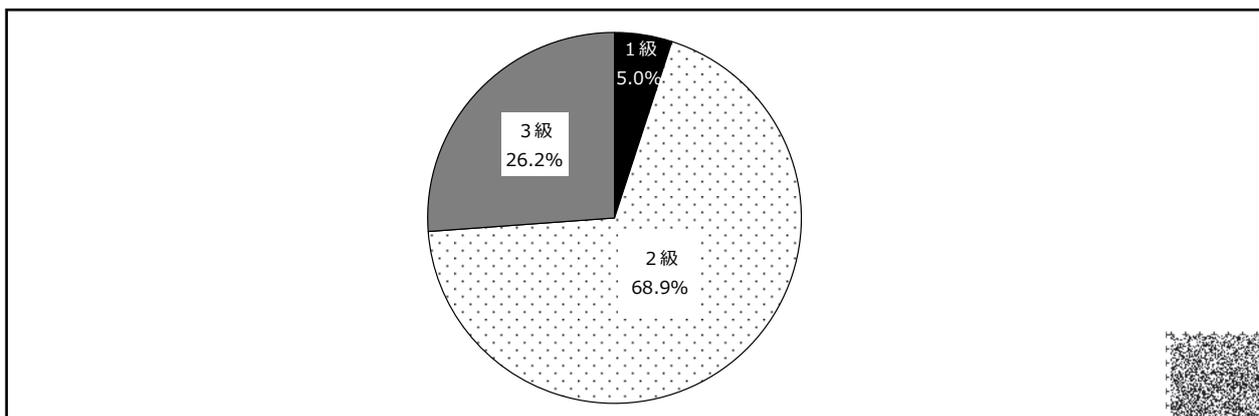
(単位：人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4 - H29)	増減率 (R4 / H29)
1級	205	198	226	223	214	207	2	1.0倍
2級	2,003	2,116	2,357	2,453	2,765	2,865	862	1.4倍
3級	667	740	854	843	987	1,089	422	1.6倍
合計	2,875	3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	1,286	1.4倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別構成比（令和4年度（2022年度））



(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

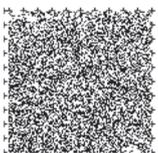
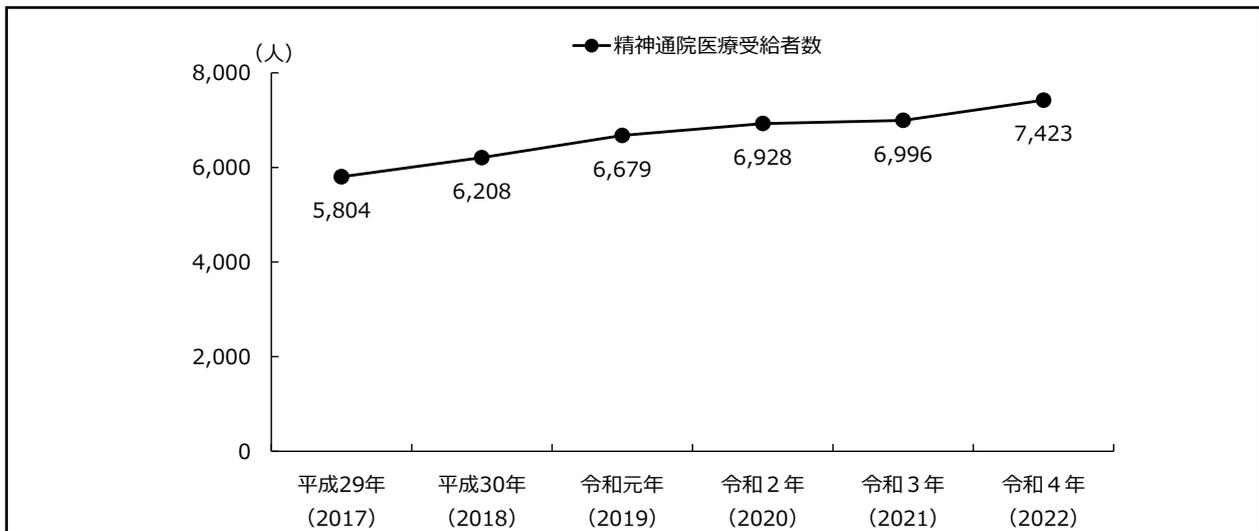
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年度（2022年度）末現在で7,423人となっており、第2期計画策定時（平成29年度（2017年度））から1,619人の増加し、1.3倍の伸びとなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
精神通院医療受給者数	5,804	6,208	6,679	6,928	6,996	7,423

資料：障害福祉課（各年度末現在）



5. 発達障害児などの状況

(1) 幼児教育研究所 相談件数

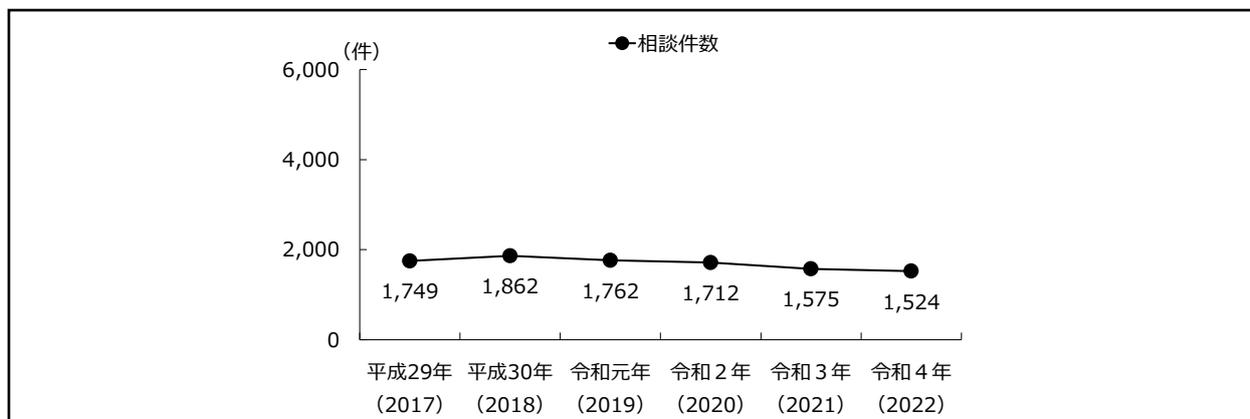
- 幼児教育研究所の相談件数は増加傾向にあったが、令和元年度以降はコロナの影響もあり、減少しており、令和4年度（2022年度）末現在で1,524件となっています。

幼児教育研究所 相談件数の推移

(単位：件)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
相談件数	1,749	1,862	1,762	1,712	1,575	1,524

資料：幼児教育研究所（各年度末現在）



(2) 通級指導教室 利用人数

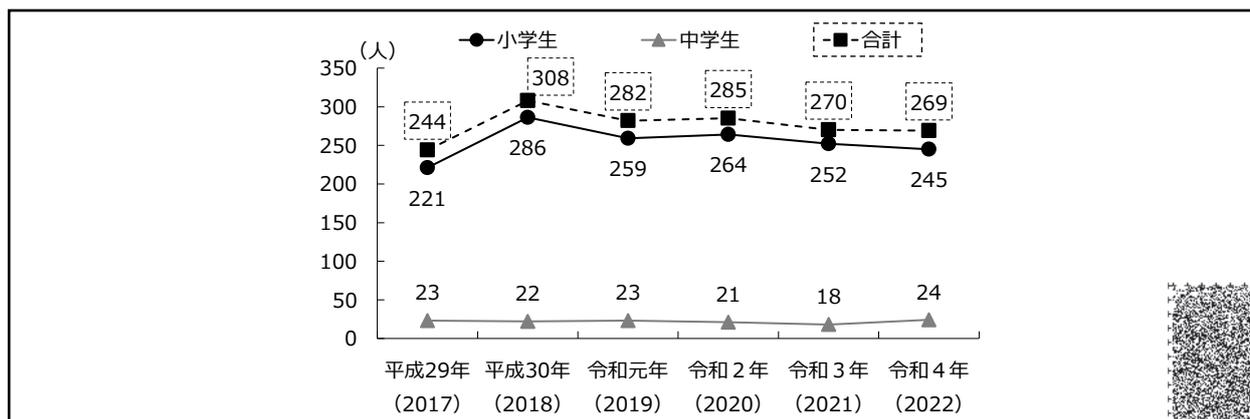
- 通級指導教室の児童・生徒数はほぼ横ばいであり、令和4年度（2022年度）末現在で269人（小学生245人、中学生24人）となっています。

通級指導教室 利用人数の推移

(単位：人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
小学生	221	286	259	264	252	245
中学生	23	22	23	21	18	24
合計	244	308	282	285	270	269

資料：学校教育課（各年度末現在）



6. 難病患者の状況

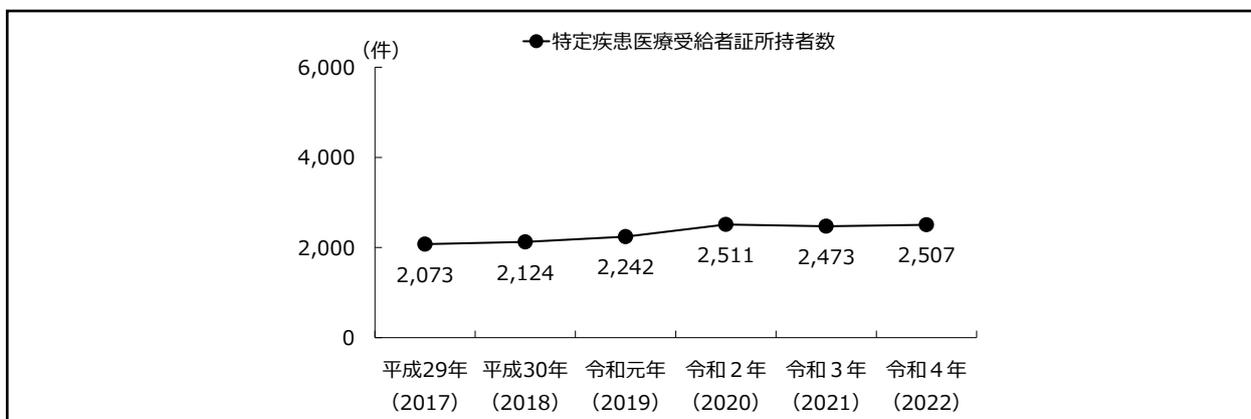
- 特定疾患医療受給者証所持者数は近年増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）末現在で2,507人となっています。
- 令和4年度（2022年度）末現在の疾病群別内訳をみると、神経・筋疾患（647人）や免疫系疾患（536人）、消化器系疾患（534人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、パーキンソン病関連疾患（335人）や潰瘍性大腸炎（319人）が多くなっています。

特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

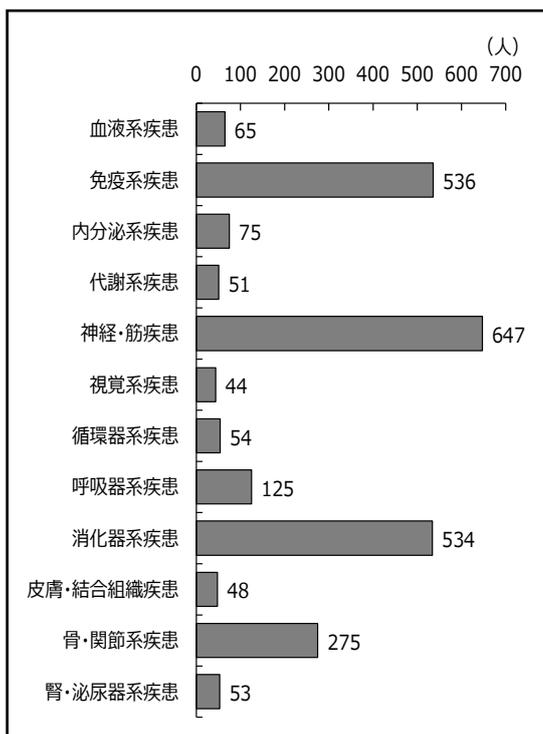
	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
特定疾患医療受給者証所持者数	2,073	2,124	2,242	2,511	2,473	2,507

資料：健康推進課（各年度末現在）



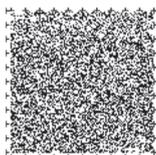
特定疾患医療受給者証所持者の内訳（令和4年度（2022年度））

疾患群	人数	構成比
血液系疾患	65	2.6%
免疫系疾患	536	21.4%
内分泌系疾患	75	3.0%
代謝系疾患	51	2.0%
神経・筋疾患	647	25.8%
視覚系疾患	44	1.8%
循環器系疾患	54	2.2%
呼吸器系疾患	125	5.0%
消化器系疾患	534	21.3%
皮膚・結合組織疾患	48	1.9%
骨・関節系疾患	275	11.0%
腎・泌尿器系疾患	53	2.1%
合計	2,507	100.0%



疾病名	疾患群	人数 (人)
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	319
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	335
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	153
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	153
クローン病	消化器系疾患	146

資料：健康推進課（各年度末現在）



第2章 障害者（児）生活実態調査結果

1. 調査の目的

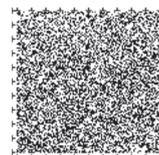
障害者の生活実態やニーズを把握し、第4期久留米市障害者計画、第7期久留米市障害福祉計画及び第3期久留米市障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために、障害者の生活実態等の調査をしました。

2. 調査の設計

調査地域	久留米市全域
調査対象者	【調査票A（3障害）】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者
	【調査票B（難病）】特定医療費（指定難病）受給者（身体障害者手帳所持者を除く）
	【調査票C（発達）】発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者
標本数	【調査票A（3障害）】4,450人 【調査票B（難病）】500人 【調査票C（発達）】650人
抽出方法	【調査票A（3障害）】身体障害者手帳所持者について、65歳以上の比率を久留米市の人口比率（27.8%）と同率になるようにし、障害部位別の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、2,400サンプルを無作為抽出。 療育手帳所持者について、障害程度の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、550サンプルを無作為抽出。 精神障害者保健福祉手帳所持者について、等級別の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、900サンプルを無作為抽出。 自立支援医療（精神通院医療）制度利用者について、600サンプルを無作為抽出。
	【調査票B（難病）】特定医療費（指定難病）受給者から身体障害者手帳所持者を除いた500サンプルを無作為抽出。
	【調査票C（発達）】幼児教育研究所または通級指導教室を利用している子ども650人を対象。
調査方法	【調査票A（3障害）】郵送による配布及び回収
	【調査票B（難病）】郵送による配布及び回収
	【調査票C（発達）】機関を通じた配布及び郵送による回収
調査期間	【調査票A（3障害）】令和4年12月15日～令和5年1月11日
	【調査票B（難病）】令和4年12月15日～令和5年1月11日
	【調査票C（発達）】令和5年1月6日～令和5年1月31日

3. 回収結果

種別	標本数	配布数*	有効回収数	回収率
調査票A（3障害）	4,450	4,400	2,236	50.8%
調査票B（難病）	500	497	359	72.2%
調査票C（発達）	650	526	230	43.7%



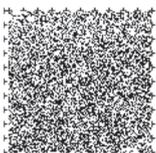
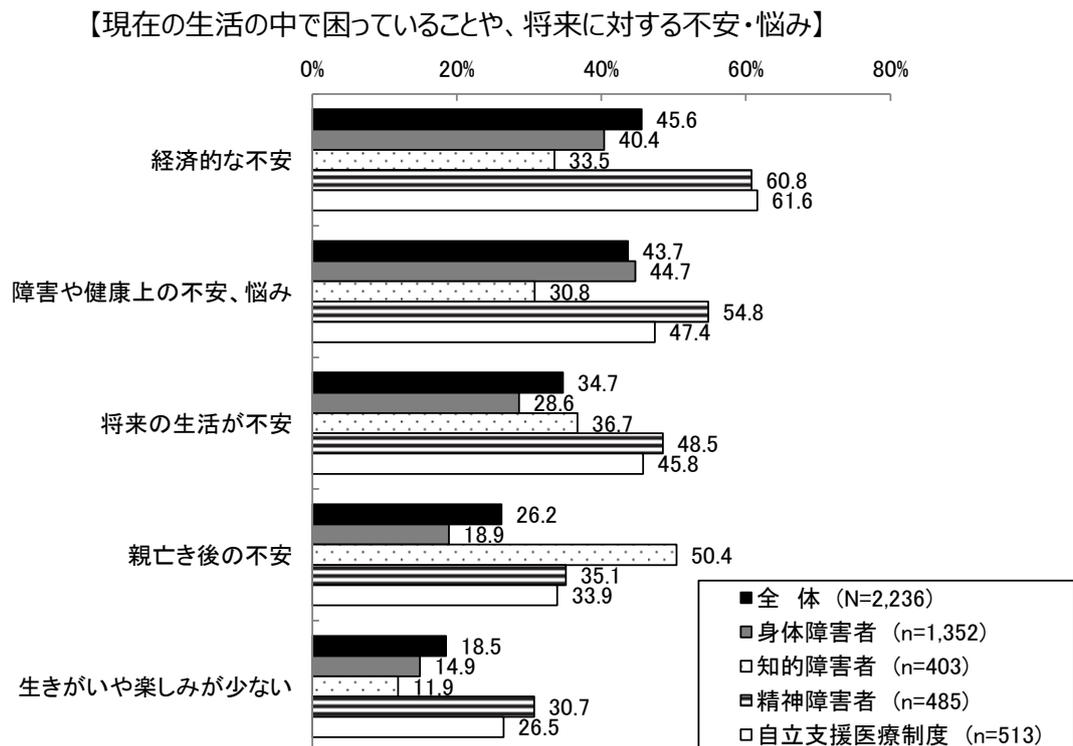
4. 調査結果の概要

(1) 生活上の困りごとや相談相手について

【p.95 調査票A（3障害）問23】

現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩みについて、全体では「経済的な不安」（45.6%）の割合が最も高く、次いで「障害や健康上の不安、悩み」（43.7%）、「将来の生活が不安」（34.7%）となっています。

障害者別では、身体障害者と比べ、知的障害者、精神障害者、自立支援医療制度利用者で「親亡き後の不安」（知的：50.4%、精神：35.1%、自立支援：33.9%）の割合が高くなっており、親が亡くなった後の生活について不安を感じている人が多くみられます。



(2) 教育について

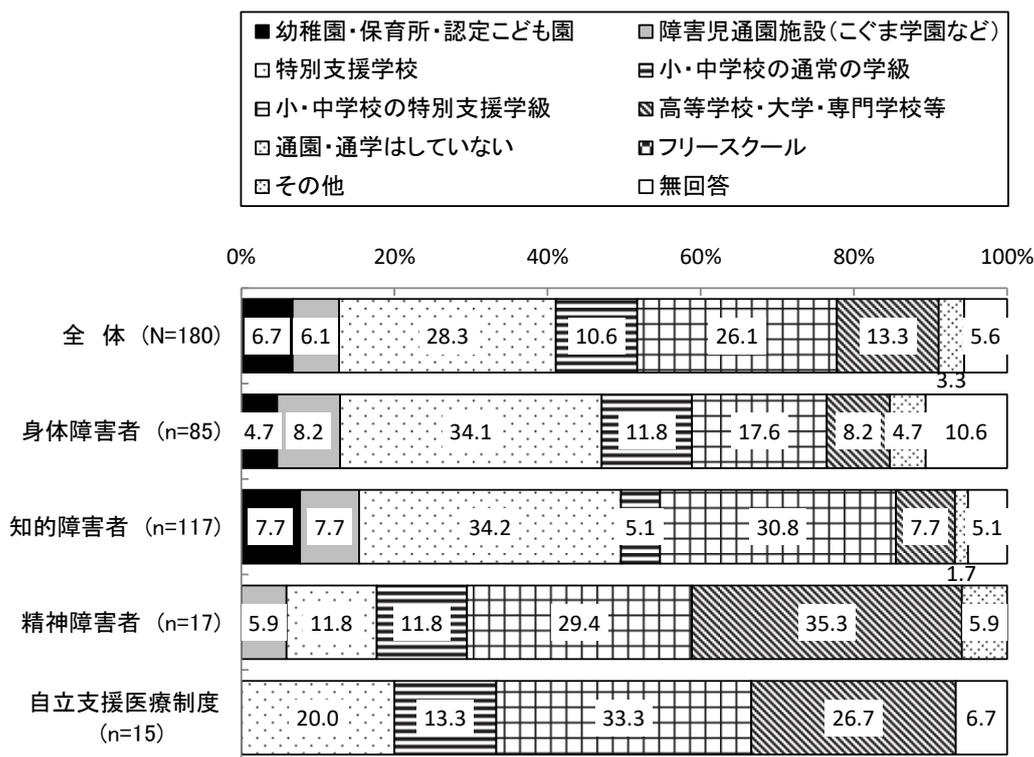
【p.71、p.72 調査票A（3障害）問 11、問 11-1、問 11-2】

現在の通園・通学先については、「特別支援学校（盲学校・ろう学校、旧養護学校）」（28.3%）の割合が最も高く、次いで「小・中・高等学校の特別支援学級」（26.1%）の割合が高くなっています。

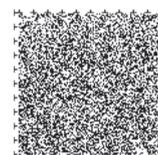
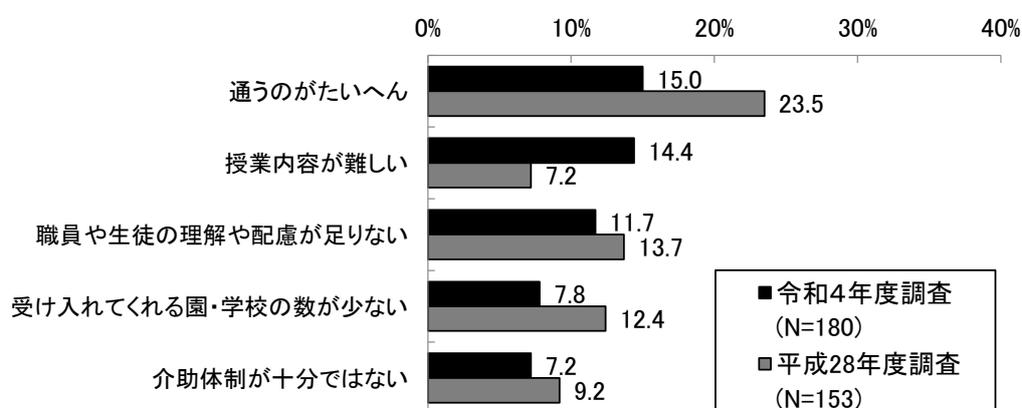
現在の通園・通学先は希望どおりかでは、いずれも8割以上が「希望どおり」となっています。

また、通園や通学をする場合に困ることについては、「通うのが大変」（15.0%）の割合が高く、「授業内容が難しい」（14.4%）が続いています。

【現在の通園・通学先】



【通園や通学をする場合に困ること】



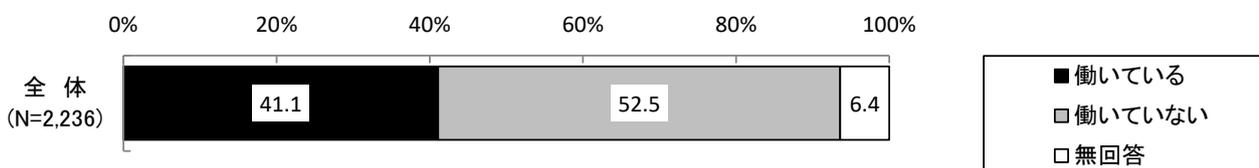
(3) 就労について

【p.60、p.65、p.67、p.68、p.69、p.70 調査票A（3障害）問8、問8-1、問8-2、問9、問9-1、問10】

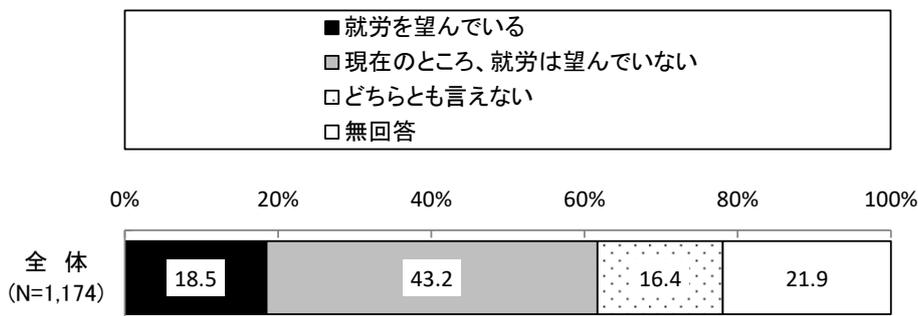
就労等の状況については、「働いている人」の割合は41.1%、「働いていない人」の割合は52.5%となっています。仕事のことや悩んでいることや困っていることでは、いずれも「収入が少ない」の割合が最も高くなっています。また、就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労の意向では、自立支援医療制度利用者では「一般の企業等で、フルタイムで働きたい」（22.5%）の割合が最も高く、他の障害でも『一般の企業等で働きたい』（「一般の企業等で、フルタイムで働きたい」+「一般の企業等で、短時間のパートやアルバイトとして働きたい」）の割合が高くなっていますが、知的障害者については、「賃金は低くても、仕事の内容や量が負担にならない福祉サービス事業所で働き続けたい」（27.7%）が、これを上回っています。

働いていない人の今後の就労希望については、「就労を望んでいる」が18.5%となっています。そのうち「一般企業等で、フルタイムで働きたい」（25.3%）や「一般企業等で、短時間のパートやアルバイトとして働きたい」（26.3%）と、一般企業での就労を望んでいる人が5割となっており、一般企業における障害者に対する理解や雇用の促進が求められます。

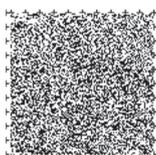
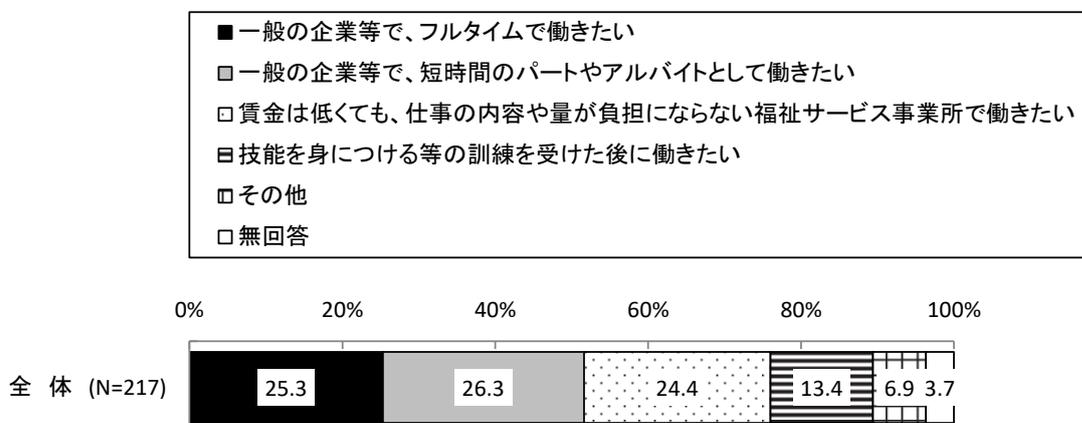
【就労等の状況について】



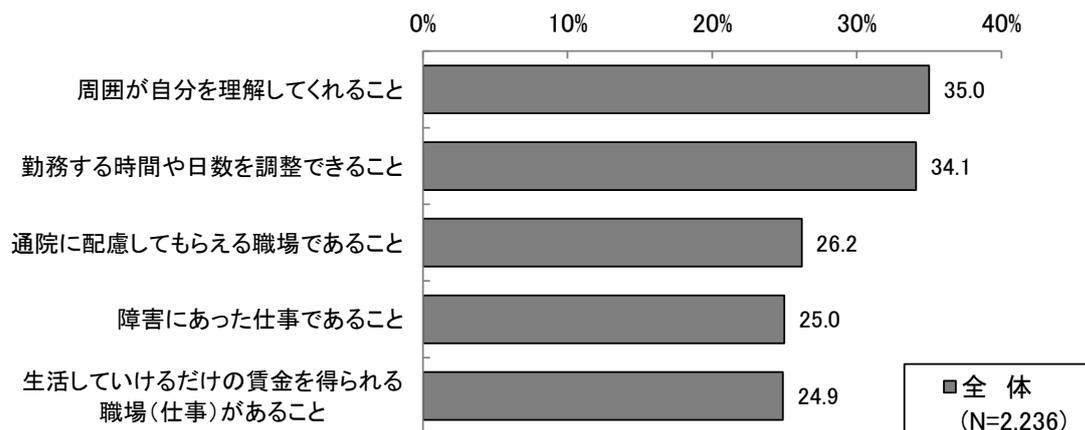
【働いていない人の今後の就労希望について】



【就職を望んでいる人が希望する就労形態について】



【障害のある人が働きながら暮らすために、大切だと思うこと】

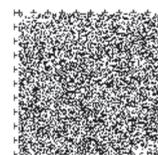
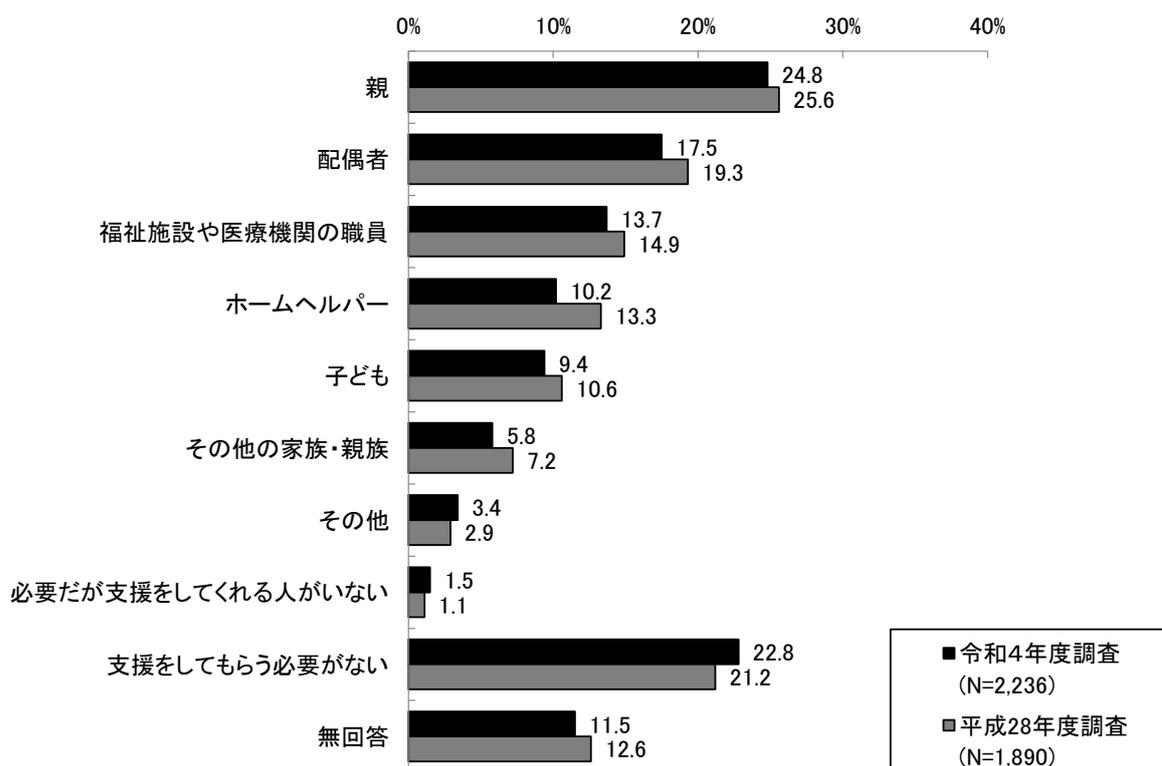


(4) 主な介助者

【p.55 調査票A (3障害) 問7】

身の回りの支援を、主に誰にしているかについては、「親」(24.8%)や「配偶者」(17.5%)など家族に支援してもらっている割合が高くなっており、前回調査結果と比べて大きな差はみられません。

【身の回りの支援を、主に誰にしているか】



(5) 外出について

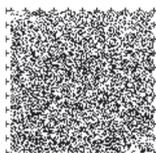
【p.88 調査票 A (3 障害) 問 18】

外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じるかについて、身体障害者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(21.2%)、「交通費の負担が大きい」(17.2%)、「障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない」(14.8%) などハード面の不便さや経済的な負担が上位に挙げられています。知的障害者や精神障害者、自立支援医療制度利用者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」「交通費の負担が大きい」に続き、「まわりの人の目が気になる」(知的：18.6%、精神：26.4%、自立支援：20.3%) が挙げられており、障害に対する理解の促進が求められます。

【外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じるか】

単位：%

	1 位	2 位	3 位	4 位
身体障害者 (n=1,352)	道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん	交通費の負担が大きい	障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない	障害者用トイレが少ない
	21.2	17.2	14.8	11.3
知的障害者 (n=403)	外出先でコミュニケーションがとりにくい	まわりの人の目が気になる	交通費の負担が大きい	付き添ってくれる人がいない
	26.6	18.6	15.1	13.6
精神障害者 (n=485)	交通費の負担が大きい	まわりの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションがとりにくい	付き添ってくれる人がいない
	28.0	26.4	15.3	11.3
自立支援医療制度 (n=513)	交通費の負担が大きい	まわりの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションがとりにくい	付き添ってくれる人がいない
	21.6	20.3	14.0	8.4



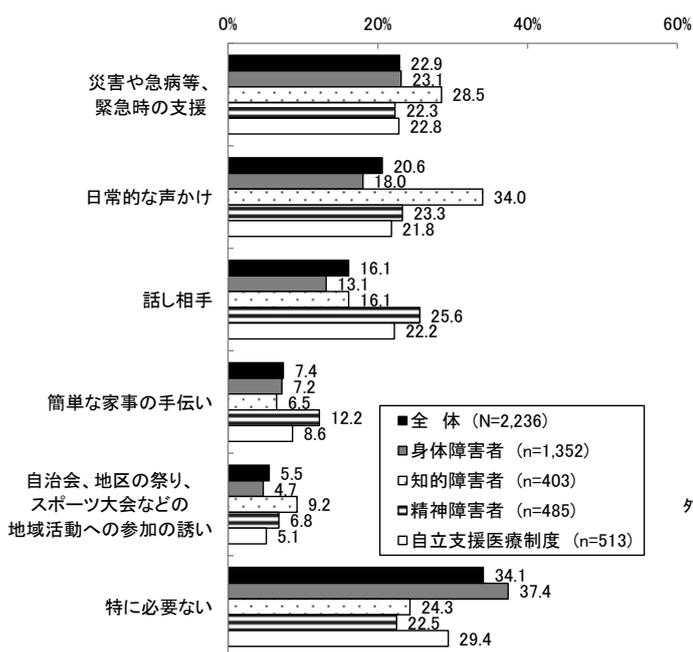
(6) 地域での生活について

【p.94 調査票 A (3 障害) 問 22】【p.165 調査票 B (難病) 問 22】

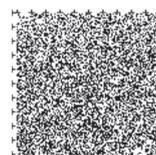
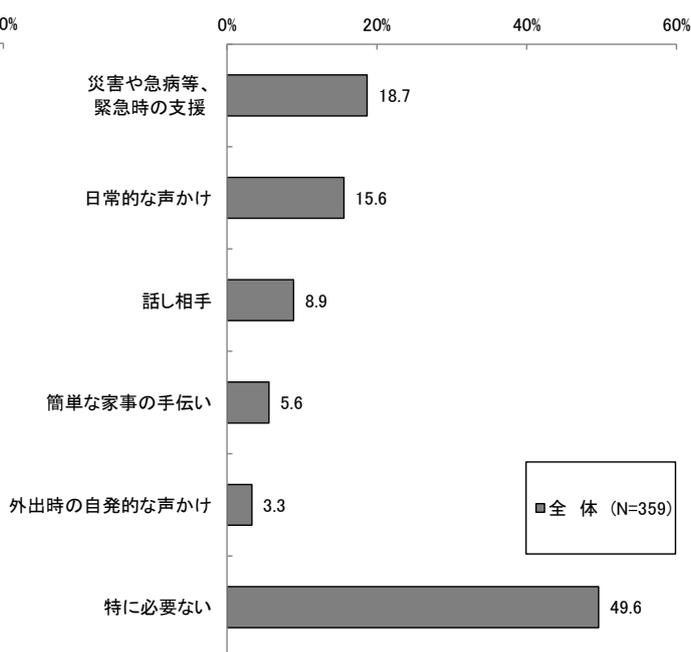
近隣・地域の人に望む支援については、3 障害では「特に必要ない」(34.1%) が 3 割を占めており、具体的な内容では、「災害や急病等、緊急時の支援」(22.9%)、「日常的な声かけ」(20.6%) などがあげられています。障害者別では、知的障害者で、「災害や急病等、緊急時の支援」(28.5%)、「日常的な声かけ」(34.0%) の割合が高くなっており、日常的なコミュニケーションと緊急時の支援に関する希望が他に比べ多くみられます。難病の場合、「特に必要ない」(49.6%) が 5 割近くを占めています。

【近隣・地域の人に望む支援】

● 調査票 A (3 障がい) ●



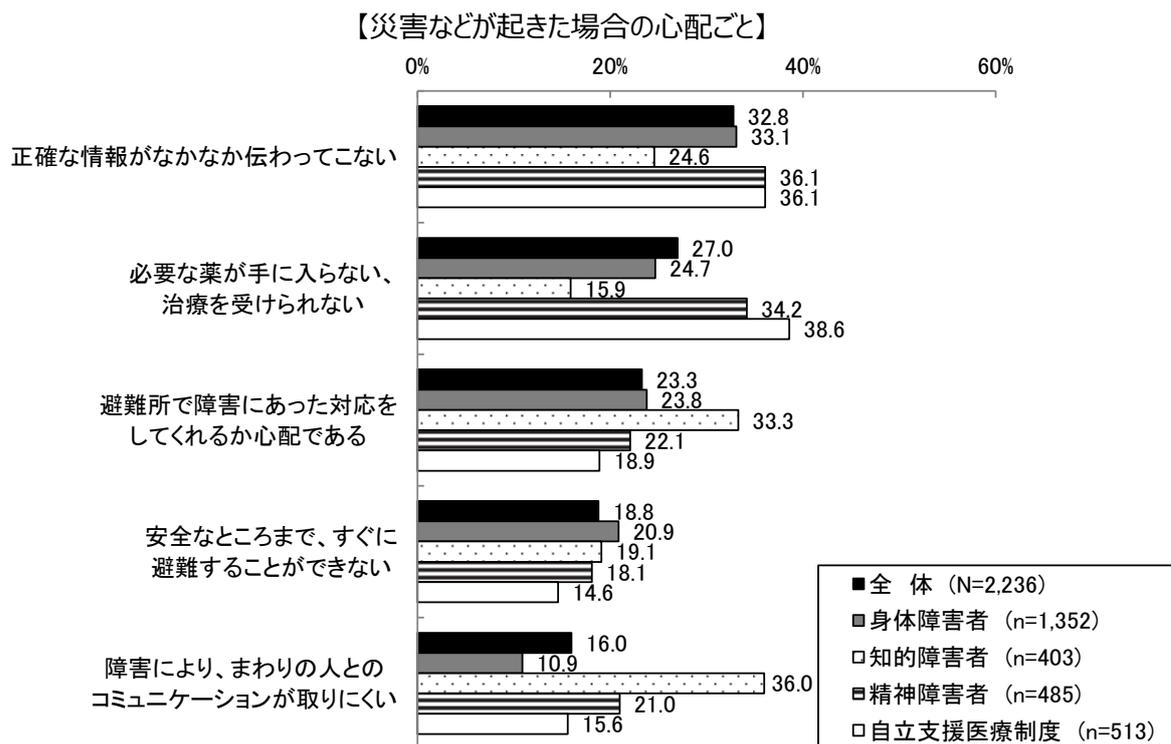
● 調査票 B (難病) ●



(7) 災害時の備えについて

【p.138 調査票 A (3 障害) 問 43】

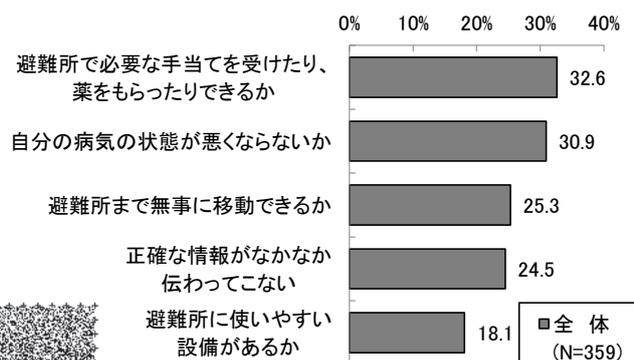
災害などが起きた場合の心配ごとについては、「正確な情報がなかなか伝わってこない」(32.8%)の割合が最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(27.0%)、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」(23.3%)となっています。障害者別では、知的障害者では、「障害により、まわりの人とのコミュニケーションが取りにくい」(36.0%)、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」(33.3%)、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、「正確な情報がなかなか伝わってこない」(精神：36.1%、自立支援：36.1%)、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(精神：34.2%、自立支援：38.6%)の割合が高くなっています。



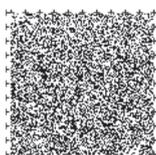
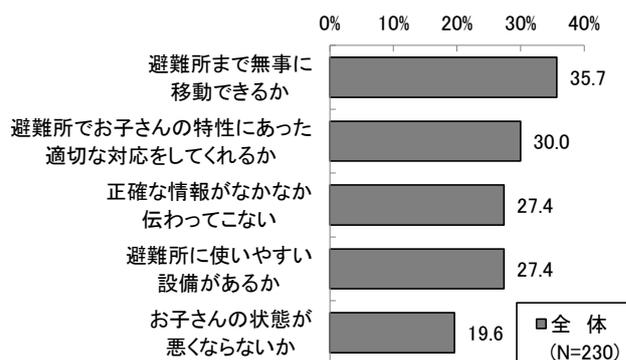
【p. 179 調査票 B (難病) 問 34】【p. 232 調査票 C (発達) 問 29】

災害などが起きた場合の心配ごとについて難病では、「避難所で必要な手当てを受けたり、薬をもらったりできるか」(32.6%)の割合が最も高く、発達に障害のある子どもでは「避難所まで無事に移動できるか」(35.7%)の割合が高くなっています。

● 調査票 B (難病) ●



● 調査票 C (発達) ●

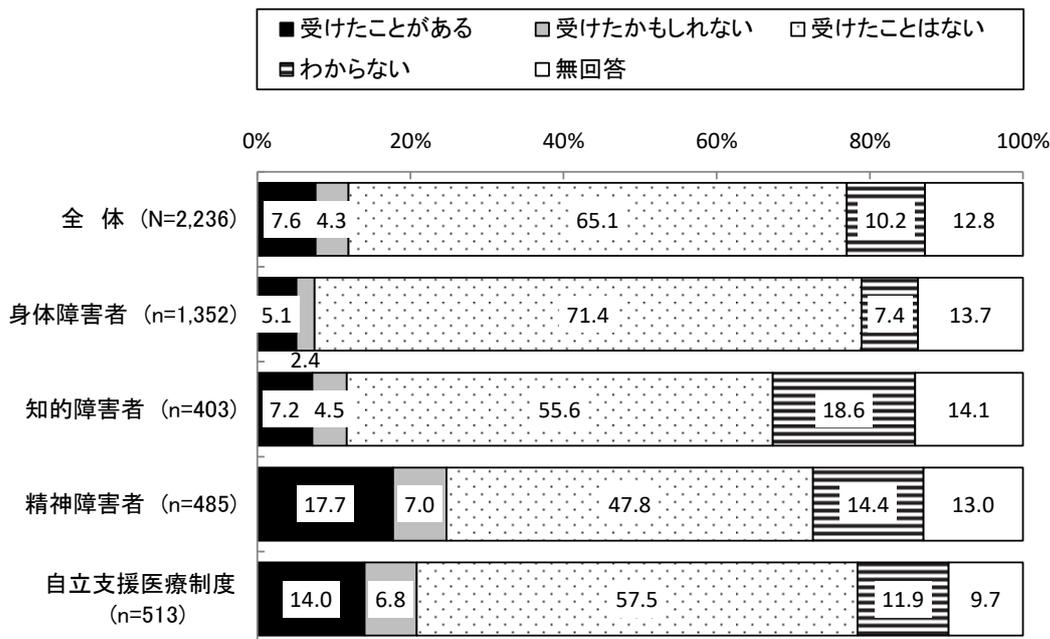


(8) 人権擁護について

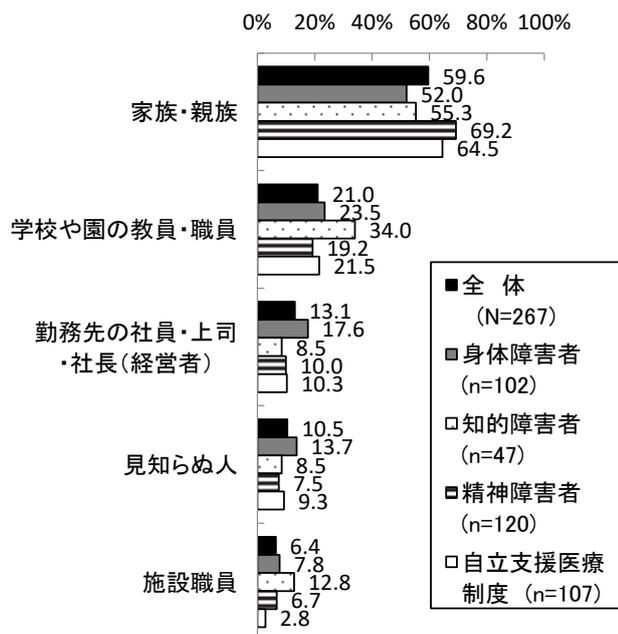
【p.114、p.116、p.117 調査票 A (3 障害) 問 33、問 33-1、問 33-2】

虐待を受けたことがあるかについては、「受けたことがある」(7.6%) となっています。障害者別では、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、1 割を超えています(精神: 17.7%、自立支援: 14.0%)。誰から虐待を受けたかについては、「家族・親類」(59.6%)、次いで「学校や園の教員・職員」(21.0%) となっており、内容については「ののしられる、子ども扱いされる、意図的に無視されるなど」、「たたかれる、つねられる、理由なくベッドに縛りつけられるなど」精神的・身体的な暴力があげられています。

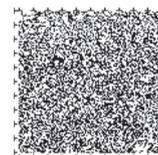
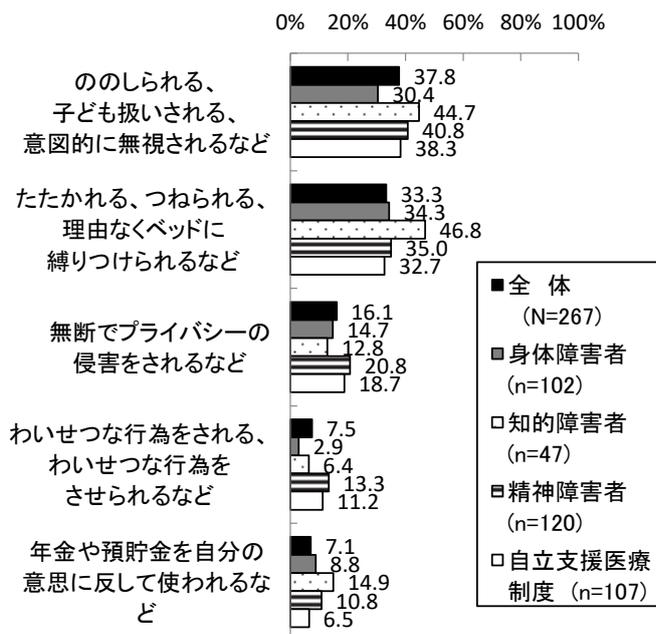
【虐待を受けたことがあるか】



【誰から虐待を受けたか】



【どんなことをされたか】

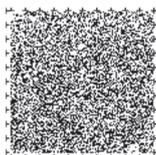
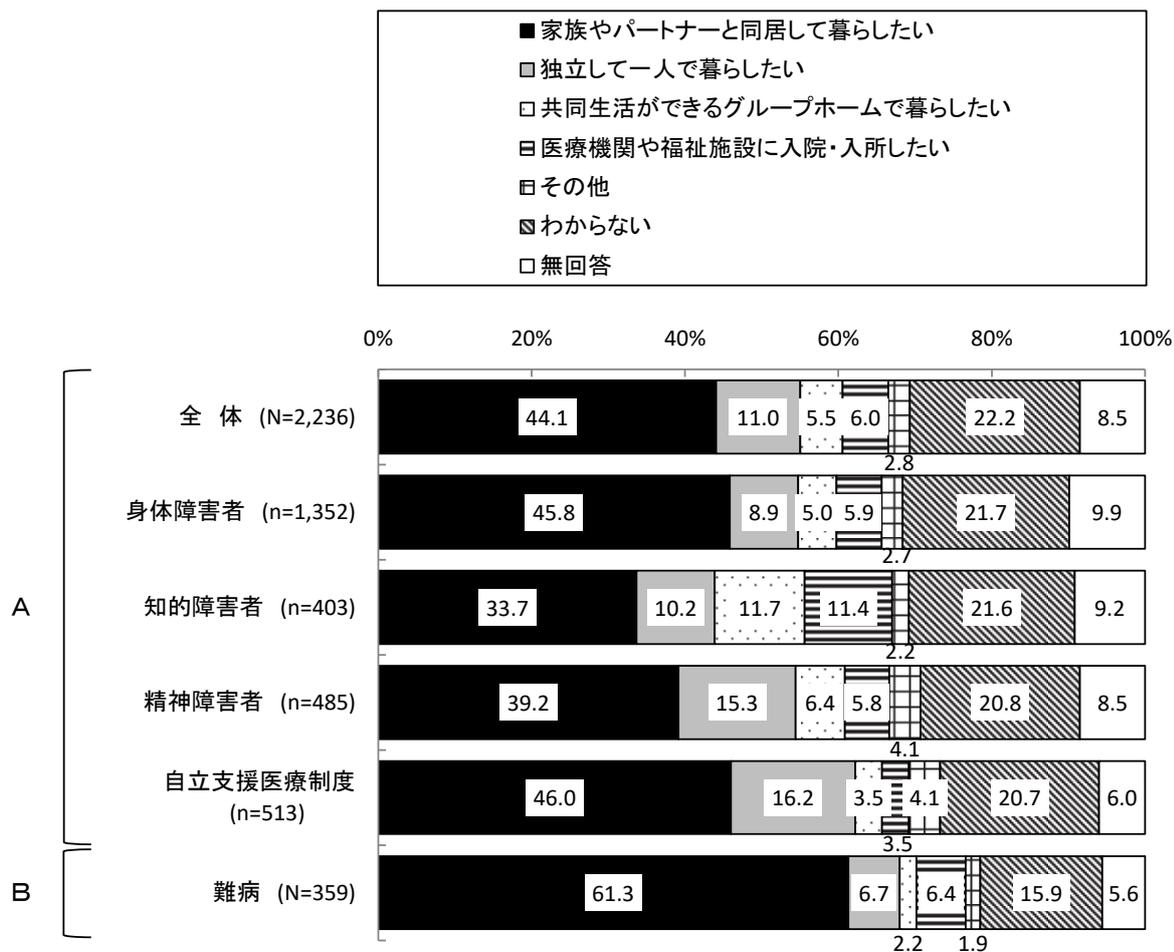


(9) 今後の暮らし方について

【p.103 調査票A（3障害）問28】【p.166 調査票B（難病）問23】

今後、どのように暮らしたいかについては、3障害では「家族やパートナーと同居して暮らしたい」（44.1%）の割合が最も高く、次いで「わからない」（22.2%）となっています。障害者別では、知的障害者で「共同生活ができるグループホームで暮らしたい」（11.7%）、精神障害者、自立支援医療では、「独立して一人で暮らしたい」（精神15.3%、自立支援16.2%）の割合が高くなっています。また、難病患者では「家族やパートナーと同居して暮らしたい」（61.3%）の割合が最も高く、他と比べても高い割合となっています。

【今後、どのように暮らしたいか】



第3章 関係団体等ヒアリング調査

1. 調査の概要

各実施団体ごとに対面で聞き取り調査を実施。

実施団体	実施日	調査内容
西鉄バス久留米株式会社	令和5年2月20日(月)	・活動状況 ・障害福祉に関する課題 ・これからの障害者支援のあり方 ・自由意見
久留米公共職業安定所（ハローワーク）	令和5年2月20日(月)	
久留米市手をつなぐ育成会	令和5年2月21日(火)	
久留米市居住支援協議会	令和5年2月21日(火)	
久留米市身体障害者協会	令和5年2月22日(水)	
久留米市精神障害者地域家族会	令和5年2月22日(水)	

2. 調査結果

(1) 支援団体等の活動について

【現状】

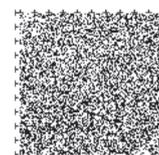
- ・全体に会員は減少しており、活動内容も縮小傾向にある。
- ・会員の高齢化、保護者の高齢化が進み、いわゆる「8050問題」が発生している。
- ・活動員（ボランティア）の確保難。有償化の必要性⇒活動費の問題。
- ・従来の相談や情報提供などの役割を担うものが、他に変わっている。

【今後の課題等】

障害者に係る団体活動は、全体に新規の参加者が少なく、従来からの会員は高齢化して活動は縮小傾向にある。団体の性格上、新規の参加者（困っている方、相談したい方等）を増やすことが目的ではないが、活動を行うには一定の参加者数が必要である。

また、従来から団体が担ってきた相談や情報提供などの役割も、インターネットやSNSなどに求める傾向がみられる。

しかしながら、制度、サービスの隙間となる部分を補うための活動や、外出に関わる行事、対面での相談や会話の必要性は依然として高いと考えられることから、今後は障害者のニーズに応じた活動内容の検討や、その周知を進めていくことが必要である。



(2) 障害者のサービス利用について

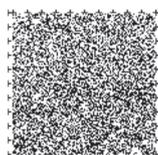
【現状】

- ・総合相談窓口が欲しい。
- ・サービスが分かりにくい。
- ・相談支援事業所でも、うまく支援につながらないケースがある。
- ・グループホームごとに精神障害の特性に理解のある施設とそうでない施設など違いがある。
- ・入所、ショートステイで実際に利用しようとする敬遠されるところもある。病気の部分もあるのに理解してもらえない。
- ・居宅のヘルパーが不足している。事業所は一定数あり、ヘルパーの数も充足しているように見えるが、土日などのピーク時には対応できない。
- ・移動支援も不足している。また制度上、通学と通勤の利用は別の担当となり難しいところがある。
- ・成年後見制度を利用しやすくしてほしいとの要望があった。

【今後の課題等】

障害者及びその家族の支援につなげるための相談事業についてはニーズが高いものの、人員の不足や障害特性への理解不足等により、うまく支援につながらないケースも見受けられる。また、サービス事業所では、精神障害に関する理解の不足や対応の困難さから、受け入れを躊躇するケースも見受けられる。人員の不足は、特に居宅のヘルパーなどで顕著であり、事業所数やヘルパーの数が一見充足しているように見えても、土日やピーク時への対応が困難なケースもみられる。

今後は、福祉分野全般で問題となっている人員の不足に対して、職場環境の見直しや処遇改善などの取り組みが一層重要となっている。また、職員の質の向上についても課題であり、引き続き障害に関する理解促進、対応力の向上などが必要である。



(3) 就労について

【現状】

- ・就労支援 A・B 型では、生活していくことが難しい。一般企業の中には、まだまだ障害者に対する理解が進んでいないところもあり、就労が難しい。
- ・雇用する担当が理解しても、現場での理解が進んでいなければ、就労は難しい。
- ・ハローワークでは、精神障害者に対する就労サポートも行われているが、就労できても長続きしないことが多い。障害に対する理解の不足から、人間関係がうまくいかないなどの理由による。
- ・法定雇用率があるので、その達成に向けた求人もあるが、企業としては他の従業員と同じように働いてもらう感覚があるため、必ずしも応募がある訳ではない。
- ・就労支援 A 型の求人は多い。

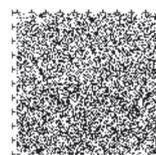
【今後の課題等】

障害者の生活自立に向け、就労は重要な要素となる。しかしながら、一般企業ではまだまだ障害への理解が進んでいるとはいえ、障害者の一般就労は困難な状況にある。

雇用する側としては、一般の方と同じように働いてもらう意識があるが、障害特性により、人と接することが苦手であったり、長時間の就労が困難な人もいるため、職場でも理解を得られず、就職できても長続きしないといったケースも見受けられる。

就労支援 A 型では比較的求人も多いが、その収入だけで生活していくことは難しい状況である。

今後は、企業の経営者から現場の職員に至るまで障害（者）に対する理解を進め、障害を持つ方の一般就労に向けて、障害特性に配慮した仕事の創出や、就労環境の整備に向けた働きかけと、これに対する支援の在り方について検討を進めていく必要がある。



(4) 教育・療育について

【現状】

- ・就学相談の際に、特別支援学校への進学を進められるなど、地域の小学校に入れるのにも壁がある。
- ・学校の先生の理解促進、障がい児教育に関する質もの向上が求められている。
- ・放課後デイサービスと児童発達支援の利用がとて多くなっている。サービスは必要だが、これを利用することで、福祉の中でしか生活できなくなることが不安視されている。児童発達支援から次に通常のクラスに移るなど制度の切り替え、接続の部分がうまくいっていないのではないか。

【今後の課題等】

近年、放課後デイサービスや児童発達支援に関する事業所が増加傾向にあり、それに合わせ利用者の数も増加している。その一方で、放課後デイサービスに対しては事業所の質やサービスの内容について不安があるとの声も聞かれる。また、児童発達支援を利用することで、保育所への入園が難しくなったり、進学以降も福祉に関する支援の中でしか生活できなくなるのではないかとといった不安について意見が出された。これに対し、サービス自体の問題というよりも、成長に伴い進学などの段階で支援の切替がうまくいっていないのではないかという指摘もあった。

今後は、子どもの成長段階に応じ、制度やサービスの移行が適切に行われているのか、また、進学・教育について当事者や保護者の意思が尊重されているのか、実態の把握が必要である。

このほか、子どもの成長段階に応じ、途切れることなく見守り、支援ができる、教育・療育の環境整備が必要となる。

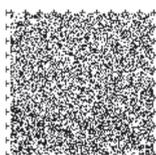
(5) 地域での共生（障害への理解・共生）

【現状】

- ・幼稚園、保育園の頃から、障害のある子どもと無い子どもと一緒に過ごして、小学校、中学校に進んでいくという流れが一番いいのではないか。
- ・地域にオープンスペースのような場所があればよいのではないか。

【今後の課題等】

地域での共生に向けて、幼い頃から、障害のある子どもと無い子どもが地域の中で一緒に生活できる環境が求められている。今後は、障害（者・児）への理解を進め、偏見を廃し、障害を持つ子どもが幼い段階から地域の中で見守られ、障害のない子どもとともに受け入れることのできる環境整備を進めていくことが必要である。



(6) 災害時の対応

【現状】

・災害時に、障害者が避難できる場所づくりへの要望があった。避難所のトイレが使えない、時間がかかるなどの理由で避難所に行かず、家にこもっていたケースがあるとのこと。

【今後の課題等】

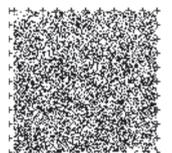
災害時における障害者の避難行動や、その後の避難生活に関する支援が求められる。

災害発生時には、安全な場所へ避難できるよう誘導するための情報提供、避難行動に対する援助、その後の避難所での生活支援が必要となる。

災害発生時の情報提供については、必要な情報を障害種別に関わらず迅速に伝達できる手段の確立が求められる。

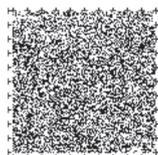
避難行動に対する支援としては、災害時要支援者登録の周知と登録、援助者の決定を進めることが必要である。

避難生活についての支援では、福祉避難所の周知と、様々な障害種に対応できる施設、環境整備が求められる。



第4章 計画策定の経緯

期 日	内 容
令和4年12月～ 令和5年1月	障害者（児）生活実態調査の実施
令和5年2月20日～ 22日	関係団体等ヒアリング調査の実施
令和5年8月1日	久留米市障害者地域生活支援協議会全体会（第1回）
令和5年10月16日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第1回）
令和5年10月23日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第1回）
令和5年11月20日	久留米市障害者地域生活支援協議会全体会（第2回）
令和5年11月22日	久留米市重層的支援会議における支援者団体へのアンケート調査
令和5年11月28日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第2回）
令和5年12月8日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第2回）
令和5年12月13日	久留米市障害者地域生活支援協議会全体会（第3回）
令和5年12月18日～ 令和6年1月18日	第4期久留米市障害者計画（案）、第7期久留米市障害福祉計画・ 第3期久留米市障害児福祉計画（案）に対する市民意見提出手続 （パブリック・コメント）の実施
令和6年1月10日～ 13日	第4期久留米市障害者計画（案）、第7期久留米市障害福祉計画・ 第3期久留米市障害児福祉計画（案）に係る市民説明会
令和6年2月26日	久留米市障害者地域生活支援協議会全体会（第4回）
令和6年3月1日～6日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第3回）
令和6年3月19日～ 25日	久留米市 障害者計画等策定推進調整会議（第3回）



第5章 久留米市障害者地域生活支援協議会

設置要綱、全体会議名簿

1. 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、久留米市障害者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。
- (2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対する運営評価に関すること。
- (4) その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。

2 協議会は、障害者総合支援法第88条第8項に基づき、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、障害者等の福祉に関する関係団体等に属する者から市長が委嘱する。
- 3 市長は、第1項の委員のほか必要に応じ、臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

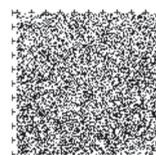
第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が前条の関係団体等に属さなくなったときは、その任が解かれるものとする。
- 3 委員は再任できるものとする。
- 4 臨時委員の任期は、市長が委嘱する期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条 削除

(部会)

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について検討する。

3 部会の委員は、関係機関等に属する者及び市民から選出された者（以下「公募者」という。）を市長が委嘱する。

4 部会の委員の任期は、2年以内で部会の目的を達するに必要な期間とする。

5 部会に部会長及び副部会長を置く。

6 部会長は、会務を総括し、部会での検討結果を協議会に報告する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。

(守秘義務)

第10条 協議会及び部会（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報等の保護に万全を期すものとし、協議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。

(事務)

第11条 協議会等の事務は、久留米市及び基幹相談支援センター運営業務受託事業者において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

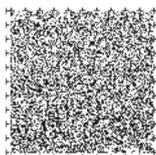
(任期の特例)

2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会等の委員等の任期は、第4条第1項、第8条第6項及び第9条第7項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則



(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
(専門部会に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の久留米市障害者自立支援協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第9条第1項の規定により設置している専門部会は、この要綱による改正後の久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第9条第1項の規定により設置された部会とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条3項の規定により専門部会の委員として委嘱されているものは、新要綱第9条第3項の規定により前項の部会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

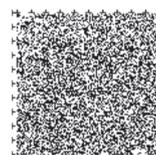
(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

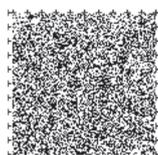
(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。



2. 久留米市障害者地域生活支援協議会全体会議名簿

No.	選出区分	所属団体名	氏名
1	当事者関係	久留米市身体障害者福祉協会	米村 雅博
2		久留米市手をつなぐ育成会	藤野 薫
3		久留米精神障害者地域家族会	村地 薫
4		久留米市作業所連絡会	古川 克介
5	保健・医療・福祉関係	久留米市社会福祉協議会	漆原 数弥
6		久留米医師会	堀川 公平
7		久留米市介護福祉サービス事業者協議会	高山 和規
8		久留米市障害者支援施設協議会	藤木 進和
9		久留米市障害者基幹相談支援センター	松下 航
10	児童関係	久留米市立久留米特別支援学校	磯本 直子
11		久留米市保育協会	丸山 智幸
12		久留米市私立幼稚園協会	早川 成
13		久留米児童相談所	馬場 ミユキ
14	雇用・就労関係	久留米商工会議所	澤 敏満
15		久留米公共職業安定所	溝口 公一
16	権利擁護	弁護士会 筑後部会	紫藤 拓也
17	学識経験者	久留米大学	片岡 靖子
18	地域関係	久留米市民生委員児童委員協議会	佐藤 美紀子
19		久留米市校区まちづくり連絡協議会	永松 千枝
20		久留米市校区社会福祉協議会連合会	樽美 岸恵
21	公募		金子 みゆき



第6章 久留米市障害者地域生活支援協議会の検討

結果について（報告）

令和6年3月29日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市障害者地域生活支援協議会
委員長 片岡 靖子

久留米市障害者地域生活支援協議会の検討結果について

本協議会は、「第4期久留米市障害者計画」、「第7期久留米市障害福祉計画及び第3期久留米市障害児福祉計画」の策定にあたり、令和5年8月から令和6年3月まで、計4回にわたり協議を行ってきました。

障害がある当事者やその家族、障害者を支援する関係者の視点から、障害者や障害児の暮らしの現状やニーズ等を踏まえ、障害者基本法がめざす共生社会の実現に向けた障害者が暮らしやすさを感じられる環境づくりのため、計画の方針や盛り込むべき施策等についての意見や要望を申し上げてきたところです。

市長におかれましては、障害者が政策や計画過程に積極的に関与することの重要性を謳う「障害者権利条約」の趣旨に基づき、こうした協議会の協議内容等を尊重し、各計画の策定及び確実な推進をされるよう要望します。

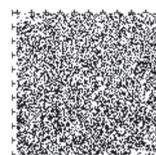
なお、各計画の策定及び推進において、特に留意していただきたい点として下記の項目を掲げます。これらの項目の実現について十分な配慮をお願いします。

記

1 「第4期久留米市障害者計画」に掲げる施策については、確実な進捗の管理を行い、その目標の達成を図ること。なお、進捗管理においては、当事者や関係者等の評価・意見を受けるとともに、次年度以降の施策展開へ反映させること。

2 「第7期久留米市障害福祉計画及び第3期久留米市障害児福祉計画」について、「第4期久留米市障害者計画」と連動させながら確実に推進するとともに、次期障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定にあたっては、「第4期久留米市障害者計画」の基本方針に基づくとともに、社会情勢等の現状を十分に反映したものとすること。

以上



第7章 久留米市障害者計画等策定推進会議

設置要綱

(設置目的)

第1条 久留米市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる久留米市障害者計画及び久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定及び進行管理に係る市行政内部における連絡調整を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 久留米市障害者計画等策定推進会議（以下「推進会議」という。）
- (2) 久留米市障害者計画等策定推進調整会議（以下「調整会議」という。）
- (3) 久留米市障害者計画等策定推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）

(推進会議)

第2条 推進会議は障害者計画等について調整会議の報告をもとに原案の策定及び進行管理を行う。

- 2 推進会議の委員は別表1の職にあるものをもって構成する。
- 3 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 4 推進会議の会長は健康福祉部を所管する副市長をもって充て、副会長は健康福祉部長をもって充てる。
- 5 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 推進会議は会長が招集し、主宰する。

(調整会議)

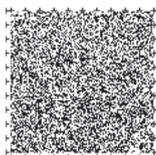
第3条 調整会議は、次に掲げる事項について審議及び調整を行い、推進会議に報告を行う。

- (1) 障害者計画等の原案策定及び進行管理に関すること
- (2) 障害者計画等策定に関する関係各部の連携の確保、連絡調整に関すること
- (3) 担当者会議の指導に関すること
- (4) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること
- 2 調整会議の幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 調整会議に代表及び副代表を置く。
- 4 調整会議の代表は健康福祉部次長をもって充て、副代表は総合政策部総合政策課長をもって充てる。
- 5 調整会議は代表が招集し、主宰する。

(担当者会議)

第4条 担当者会議は、専門的事項及び各部横断的な事項に関し、調査、研究及び検討作業を行い、障害者計画等の素案の検討を行うとともに策定した計画の進行管理を行う。

- 2 担当者会議は、別表3に掲げる担当課等の職員をもって構成する。
- 3 担当者会議に代表を置き、障害者福祉課長をもって充てる。
- 4 担当者会議の会議は、議題に応じ、第2項に規定する者の中から代表が指名する者をもって構成する。



(関係部局の協力)

第5条 関係各部局は、障害者施策の効果的かつ円滑な推進を図るため、推進会議、調整会議及び担当者会議の任務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議、調整会議及び担当者会議の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

ただし、別表3「子ども未来部こども子育てサポートセンター」については、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

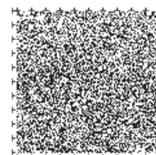
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1

会 長	健康福祉部を所管する副市長
副会長	健康福祉部長
委 員	総合政策部長 総務部長 協働推進部長 市民文化部長 保健所長 子ども未来部長 環境部長 農政部長 商工観光労働部長 都市建設部長 田主丸総合支所長 北野総合支所長 城島総合支所長 三瀧総合支所長 上下水道部長 教育部長 久留米広域消防本部消防長

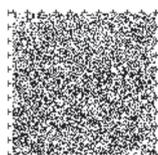
別表2

代 表	健康福祉部次長
副代表	総合政策部総合政策課長
幹 事	総務部次長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部保健所次長 子ども未来部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 田主丸総合支所次長 北野総合支所次長 城島総合支所次長 三瀧総合支所次長 上下水道部次長 教育部次長 久留米広域消防本部次長



別表3

代 表	障害者福祉課長	
	総合政策部広報戦略課 総務部人事厚生課 総務部人材育成室 総務部契約課 総務部防災対策課 協働推進部協働推進課 協働推進部地域コミュニティ課 協働推進部消費生活センター 協働推進部人権・同和対策課 協働推進部人権啓発センター 市民文化部生涯学習推進課 市民文化部体育スポーツ課 市民文化部中央図書館 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部医療・年金課 健康福祉部障害者福祉課 健康福祉部長寿支援課 健康福祉部介護保険課 健康福祉部生活支援第2課 健康福祉部保健所保健予防課 健康福祉部保健所健康推進課 健康福祉部保健所地域保健課	子ども未来部子ども政策課 子ども未来部子ども保育課 子ども未来部こども子育て支援センター 子ども未来部幼児教育研究所 農政部農政課 農政部生産流通課 農政部農業の魅力促進課 農政部中央卸売市場 商工観光労働部商工政策課 商工観光労働部企業誘致推進課 商工観光労働部労政課 都市建設部交通政策課 都市建設部建築指導課 都市建設部住宅政策課 都市建設部市営住宅課 都市建設部道路整備課 教育部学校教育課 教育部教育センター 久留米広域消防本部予防課 久留米広域消防本部情報指令課



第8章 用語解説

■ あ行 ■

●NPO 法人

Non-Profit Organization の略称で、日本語では特定非営利活動法人という。1997 年に特定非営利活動促進法（NPO 法）が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整えようという試みでスタートした。

■ か行 ■

●基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年（2012 年）4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

●共生社会

人間同士がそれぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ互いに連帯し、共に生きていく社会のこと。障害者福祉の分野で用いられる場合、障害のある人となない人が、ともに生きていくことのできる社会のあり方を表す。

●久留米市障害を理由とする差別をなくす条例

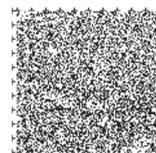
久留米市は、市、事業者及び市民が協力し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会を実現することを目的として、令和 5 年 12 月に条例を制定。令和 6 年 4 月施行。

●権利擁護事業

自分の権利や支援の必要性を表明することが困難な障害者等に代わって、援助者がその権利を主張し、行使できるようにするための事業。

●合理的配慮

障害者権利条約で定義されている概念であり、障害者が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。



■ さ行 ■

● 肢体不自由

上肢・下肢及び体幹の機能の障害を指す。なお、知能の障害が原因で運動機能に障害がある場合はこれに含まれない。

● 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障と積極的増進を基本精神とする総合的法律。同法では、児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとされており、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任等について定められている。

● 社会モデル

障害が、機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（バリア）と相對することによって生じるとする考え方。

● 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害。

● 住宅セーフティネット

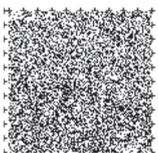
高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、母子世帯など、独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような仕組み。

● 就労継続支援事業所（A型・B型）

就労継続支援事業所（A型）は、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。就労継続支援事業所（B型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

● 重度障害者医療

重度の障害者に対する医療費の助成制度。国民健康保険等による公費負担とは別に、地方自治体が独自に行っているもの。



●障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。平成 23 年 7 月に改正され、障害者の定義の見直しや合理的配慮、差別禁止等が明記された。

●障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止に関する施策を促進するための法律。平成 23 年 6 月成立。

●障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18 年 12 月に国連で採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月批准、同年 2 月発効。

●障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律であり、従業員の一定の割合（法定雇用率）を障害者とするよう企業に義務づけている。平成 25 年 4 月の改正により、雇用分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれた。

●障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

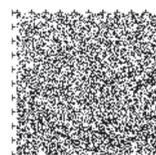
障害者基本法の基本理念である差別禁止の概念を具体化する法律であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行。令和 6 年 4 月から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化。

●障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの（平成 24 年 6 月成立）。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めた法律であり、障害者の定義に難病を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

●障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する受容の推進等を図り、障害者の自立の促進を図ることを目的とした法律。平成 24 年 6 月成立。



●情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

●情報バリアフリー

障害者や高齢者を含むすべての人々が、社会のIT化による利益を享受し、情報通信を利用ができるようにすること。

●ジョブコーチ

知的障害や精神障害など、円滑なコミュニケーションが困難な障害者の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートし、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。

●スクール・カウンセラー

児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

●成年後見制度

知的障害者、精神障害者などで、主として意思能力が十分でない人の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

●成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

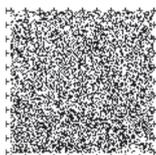
●セルフ

セルフとは、Self-Help「自助自立」の造語で、障害者が、自分に合った働き方で社会に貢献し、自立した生活を自らの手で獲得することを目指す活動のことであり、授産施設などでの活動が該当する。「セルフ製品」とはセルフの活動で生産された製品のことであり、授産施設などでの活動が該当する。

■ た行 ■

●地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。



●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す社会。

●地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、各自治体における災害に対処するための基本的事項を示した計画。

●通級指導教室

小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障害（視覚障害、聴覚障害、言語障害、発達障害など）のある児童・生徒が、障害の状態に応じた特別の指導を受けるために、通常学級とは別に設置された教室。必要に応じて他校の通級指導教室を利用することもできる。

●特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊学級」からの転換が図られている。

■ な行 ■

●内部障害

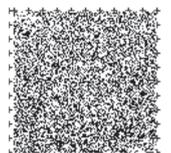
身体障害者福祉法に定められた障害の中で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の総称。

●難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症等がある。

●ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、それに基づく社会福祉政策。



■ は行 ■

●発達障害

「発達障害者支援法」の定義によると、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢期において発症する障害のこと。

●発達障害者支援法

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、地域における一貫した支援を行うこと、専門家を確保するよう努めること、一貫した支援のための関係者の緊密な連携を確保すること、そして、発達障害への国民の理解を促進することが示されている。

●バリアフリー

障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。正式名称を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という。これまでは、駅やビルなど、いわば“点”のバリアフリー化を進めてきたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように、高齢者や障害者がよく利用する地域一帯を“面”的に整備するようになる。

●福岡県福祉のまちづくり条例

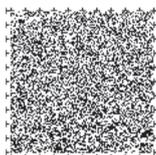
高齢者や障害のある人等が、他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念とし、すべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的とした条例。

●福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで訓練などを受けながら働くこと。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

●福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、特別な配慮がされた避難所。



●法定雇用率（法定雇用率制度）

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。令和6年4月からは、民間企業 2.5%、国・地方公共団体等 2.8%、都道府県等の教育委員会 2.7%。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加された（精神障害者を雇用義務の対象に追加）。

■ や行 ■

●ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインをいう。障害者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いを越え、すべての人が暮らしやすいよう、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。

●要約筆記

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

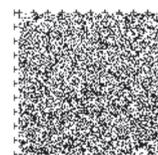
■ ら行 ■

●療育

障害児に対し、その発達に即して、一定の医療的な行為を行い、かつ保育を実施すること。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味する。

●レスパイトケア

障害者の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。



第4期久留米市障害者計画

令和6年（2024年）3月

発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

電話：0942-30-9035

FAX：0942-30-9752

e-mail：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

